
平成23年9月29日（木曜日）

出席議員（1名）

議長 後藤清喜君

出席委員（14名）

委員長	星 喜美男 君	
副委員長	及川 均 君	
委員	千葉伸孝君	高橋兼次君
	佐藤宣明君	阿部 建君
	山内昇一君	山内孝樹君
	菅原辰雄君	小山幸七君
	大瀧りう子君	鈴木春光君
	三浦清人君	西條栄福君

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町 長	佐藤 仁 君
副 町 長	遠藤 健治 君
会計管理者兼出納室長	佐藤 秀一 君
総 務 課 長	佐藤 徳憲 君
震災復興推進課長	及川 明 君
町民税務課長	阿部 俊光 君
保健福祉課長	最知 明広 君
環境対策課長	千葉 晴敏 君
建設課長	西城 彰 君
産業振興課長	佐藤 通 君

産業振興課参事 (農林行政担当)	佐々木 三郎 君
上下水道事業所長	千葉 雅久 君
危機管理課長	三浦 清隆 君
総合支所長 兼地域生活課長	阿部 敏克 君
総合支所町民福祉課長	千葉 和之 君
公立志津川病院事務長 兼総務課長	横山 孝明 君
総務課長補佐 兼総務法令係長	男澤 知樹 君
総務課主幹兼財政係長	佐藤 宏明 君

教育委員会部局

教育委員長	阿部 東夫 君
教育総務課長	芳賀 俊幸 君
生涯学習課長	及川 庄弥 君

監査委員部局

代表監査委員	首藤 勝助 君
事務局長	佐藤 広志 君

選挙管理委員会部局

書記長	佐藤 徳憲 君
-----	---------

農業委員会部局

事務局長	佐々木 三郎 君
------	----------

事務局職員出席者

事務局長	佐藤 広志
上席主幹兼総務係長 兼議事調査係長	佐藤 孝志
主事	加藤 優美子

午前10時35分 開議

○委員長（星喜美男君） おそろいですので、会議を開きたいと思います。よろしくお願ひします。

ただいまの出席委員数は14人であります。定足数に達しておりますので、これより平成22年度決算審査特別委員会を開催いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

9月26日に引き続き、認定第1号平成22年度南三陸町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

山内昇一委員、小山幸七委員より退席の申し出があり許可しております。

歳出に対する質疑が途中でありますので、引き続き質疑を行います。

質疑に際しましては、予算科目、ページ数をお示しの上行ってください。

第5款農林水産業費、105ページから122ページまでの質疑を続行いたします。どうぞ行ってください。菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 114ページの林道費で、予算が180万円、支出済額が71万4,000円、不用額が100万円以上あるんですけれども、いかなる理由でこういうふうにならなくなったのか。さらに、その上のページなんですけれども、林業振興費、素材生産代行委託料1,800万円、あと町有林保育作業委託料、これだけで2,400万円ほどです。素材生産代行委託料1,800万円なんですけれども、平成22年度はどれぐらいの販売があつてこうなつたのか。

これは今、林業経営はかなり大変でございます。これを植林からさかのぼっていったら本当に手に残るのはほとんどないような状況だとは思ふんですけれども、それらをどのように考へておるのか、ちょっとお伺いをいたします。この2点。

○委員長（星喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） それでは、林業関係のご質問にお答えしたいと思います。

決算附表の70ページをお開き願ひしたいと思います。

委託料絡みの不用費、予算と支出済額で相当差があるというふうなことでございますけれども、具体的に素材生産の分が平成23年度分というふうなことで、歳入の分が繰り越しというふうなことになっておりまして、今回ここで計上されているのは分収林の分だけでございます。

それからあと、第2点目のご質問でございますけれども、今回の震災によりまして、大分木

材の需要がふえておることが見込まれておりますので、今後、大分傾向といたしまして、価格に関しまして安定が見込まれるというふうな状況でございます。

以上です。

○委員長（星喜美男君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 附表の71ページで田東山の部分だけ補充ということでございまして、林道につきましては、5月の災害等で小災害、大分直してきました。それから、どうしても冬場を越えて春先というものが道路そのものも非常に荒れて補修をしたりしなくてはならないので、そういう部分で林道を補修するような形で考えていたんですけれども、ちょっと被災を受けて、こちらの林道は災害そんなになかったんですけれども、そういうことで予算そのものは執行をできなかったというふうなことでございます。

○委員長（星喜美男君） 菅原辰雄委員。

○菅原辰雄委員 素材生産、わかるんです。それはわかります。

それとあとは、今後、復興に向けて木材の需要が見込まれると、これも全く私もそのとおりに思いますけれども、こういう状況でこれだけかかるんだから、この辺も若干見直すというか、以前もこういう質問があったかと思うんですけれども、森林組合の方に今、代行しています。森林組合の方に町から大分出資しておりますので、いわゆる株主みたいな感じで子どもを生かすためにはということもありましょう。

さらには、いろんな雇用対策と、そういう面も考えればいいのかと思うんですけれども、若干こういうところも考えていくべきではないのかなと、こんなふうに考えるところであります。

それと、林道、そうですね。そういう事情があるのは承知しておりますけれども、見込額についてちょっと甘かったのかなと、そんなふうに思いますけれども、先ほど来、話しておりますように、今後、木材の搬出等がふえればそういう維持、修理も大分ふえてくると思うので、了解といたします。

○委員長（星喜美男君） ほかにございせんか。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 121ページから122ページの海洋資源開発推進費というのものが、この中のこの関係で自然環境活用センターがあります。この建物は津波で被災しましたが、まだ残っているような状況だと思うんですけれども、この活用と、こういった自然環境活用センター、結局、南三陸の海の資源とか生物とか、そういったものの研究については、今後、どんな形で進めていくのか、その辺、お聞かせください。

○委員長（星喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 今、委員がおっしゃいましたように、自然環境活用センターは、委員がおっしゃいましたような活動をしておりまして、ご存じのとおり被災して、今まだ建物は残っておるんですけれども、このままの現状で使える状態ではございませんで、今後、この自然環境活用センター、これまでやってきたとおりのものをやるだけではなくて、今後どうすべきかということこれから検討しなければ、今、検討は若干入っているんですけれども、まだ現時点で今後こうしたいという確固とした方針をまだ定められないんですけれども、できるのであれば、これまでやってきたものにさらに充実、それから強化して、もっと幅を広げながら、将来的には活用できればなどは考えておるんですが、現時点では、先ほど申しましたように、今後こういうようなことという確固とした方針というのはまだ固まっておらない状況でございます。ただ、できるだけやりたいと、そういうような考えではおります。

○委員長（星喜美男君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 1節の方に、所長のですか、報酬というのがあります。震災後、所長さんは何カ月後かに志津川の地を去られたわけですが、できればこういった所長さんという立場の人は、地元の方を活用して、報酬も含めてなんですが、被災後も復興に向けて海をどうするかというのを考えるような方を置くべきと私は思うんですが、その辺の考えをお聞かせください。

あと、観光ということで、ブルー・ツーリズムということで、多くの学生、一般の方に南三陸町の海を体験してもらいました。そういった人たちが海の変化についてまだ興味があると思うんです。やはり、ブルー・ツーリズムはまだまだ人を受け入れる体制としてグリーン・ツーリズムの方でブルー・ツーリズムの方の町に来る人たちを受け入れる、こういった考えは町としてはないんですか。

○委員長（星喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 自然環境活用センターの所長に関しましては、これまで、ご存じのとおり、横浜先生に就任していただいておりますが、現在は、この自然環境活用センターそのものが、先ほど申しましたように、活動しておりませんので、所長とは雇用契約を結んでおらないです。

今、委員がおっしゃいましたように、今後は海の世界だけではなくて、陸域の部分も含めて、できれば、先ほど今後の活動、確固としたものはまだないとは言いましたけれども、私

どもの湾は私どもの地域に降った雨しか海に流れ込みませんし、それらのことで海の環境を守るには陸域の方からもという、そういうような活動もしていけたらいいですし、さらに、後段の方に言われました、ほかの地域からいろんな方々がおいでになって、ブルー・ツーリズムというか、いろんな学生の方々ももちろん来られますので、その方々がまた地元の方に戻られるということは、私どもの町の状況を体験していかれるものですから、それらに関しては、町の情報発信には大いに役立つだろうとは思っています。ですから、今後、また再開するに当たりましては、海だけではなくもっと広い意味での活動をしたいと考えますし、その時の所長にはどなたが就任というか、そういうようなどういう人材が必要なのかというのはまだはっきりわかりませんが、委員がおっしゃいましたようないろんな意味での体験だとかあるいは体験によってこの町の情報発信ができればそれに越したことはないなどは考えております。

以上です。

○委員長（星喜美男君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 私は思うんですが、南三陸町、志津川湾、海のことは長年この町に住んで海を体験した人が一番わかると思うんです。そういった人を嘱託でもいいですからトップに据えて、あと各大学から研究生を受け入れて、そういった体制の中で余計な財源の支出をしない。あと、ああいった海浜活用センターですか、この辺も活用して、避難できる場所をつくらせよ。そういった形でもってあの場所は活用できると私は思います。鉄筋コンクリートなので、形も残っています。だから、そういった形では、そこの活用、そして人材も地元から雇用する。そういった形を行政には求めたいと思います。

あと、この関係で多くの方が南三陸町においでになって、いろんな海のことを受講してきました。そういった人たちは南三陸町にやはり愛着があると思うんです。そういった人にかかわっていただいて、例えば、発信していけば、前に行ったから今度ぜひ南三陸町の海でお世話になった分、今度は海に返したいという人たちがいると思うんです。そういった人たちは、やはりある部署を設けてそういった形は海の方の人たち、漁民の方とか漁協の方と一緒に、何かそういった形で海の清掃でも、そういったことをボランティアでもらうということも、南三陸町に多くの人を受け入れるための一つの手段だと思えます。そういったことも含め、震災後まだ半年しかたっていない。ただ、着実に南三陸町は復興に向かっていきます。やはり、1年後、2年後、3年後、5年後、5年後を目標にして云々と言うだけではなくて、今から少しずつ種まきしていくことが必要だと思えますので、行政にこの町、そして

この海を生かすためのいろんな取り組み、今からでも少しずつやっていってほしいと思います。

終わります。

○委員長（星喜美男君） ほかに。ございませんでしょうか。阿部 委員。

○阿部 建委員 皆さん終わればいいんだということです。この110ページ、13節委託料のひころの里指定管理委託料670万円、委託契約をしているようであります。附表で見ると、使用料が77万3,000円。この内容についてよくわかりませんので、随分、平成21年度、平成22年度が少なく、平成21年よりも平成22年が入館者数も少ない。また、これから今後こういう災害がありまして、さらに入館者がふえるのか、減ると考えるのか、担当の当局の考え方を伺いたいと思います。670万円の委託ですからね。それが第1点であります。

それから、水産業費118ページの、これも関連になりますが、15節工事請負費に関連をいたしまして、いろいろあるわけでございます。2億8,300万円、これらが平成23年度も継続して工事を行ってきているものだと思いますが、それがすべて、まだ工事、平成23年度は始まらないわけだね。始まらないんだ、平成23年は。これは平成22年度の内容はわかりますが、平成23年度、これ以降、予算を取っておりますが、大きな見直しが必要になろうと。この計画がすべて変更になるんだらうと思いますが、現段階でどのような考えをしているのか。災害復旧、それらにかかわってきますので、その2点についてお伺いをいたします。

○委員長（星喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） それでは、第1点目のひころの里の入り込みの状態、今後の見通しというふうなご質問でございます。

今現在、ひころの里に関しましては、松笠屋敷と、それからシルク館というふうな大きく二つに分かれておりまして営業しております。シルク館につきましては、一部震災の影響がありまして、ちょっと閉館しておる状況でございますけれども、松笠屋敷の方につきましては、ばっかり御膳とかそういう独自のメニューで食事の提供とかをしておる状況でございます。

その中で、今回、一部被災を受けたことから、若干入客の伸びが減ることが予想されておりますけれども、シルク館等、編み物、機織りとか、そういったものの収入も見込まれるわけでございますけれども、それも営業できないというふうな状況下に置かれておりますので、その辺の修復を図りながら営業するような形で今後対応してまいりたいというふうに思っております。

○委員長（星喜美男君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 漁港の繰り越しでございますけれども、石浜、それからばなな、それから稲淵と、もう1メートル程度地盤が沈下して、今現在そこに計画をこのまま進めていくような状況ではございません。それで、今回、災害査定に当たって、すべての19漁港、地盤沈下したものに対して、正規の高さに構造物を復旧するような、そういう計画をすべて済ませ、これは安定計算をして、その上に立って、災害復旧で直すものと、それから今まで工事してきた分をまたやる部分と分かれてくると思いますけれども、現段階では平成23年度についてはこのまま工事というわけには行かないと思いますので、現在、水産庁の方と調整をして、この処理についてどのように最終的になるかということに向こうの方から指示をいただくというふうなことになっていまして、まだその結果が来ておりません。結果が来次第、一定の対処をさせていただきたいと考えております。

○委員長（星喜美男君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 建設課長の説明はそのとおりだと思って理解をするところではありますが、この災害があろうという想定で予算を取っているわけではありませんので、恐らくそれら見直しになるのかなと思います。

ちょうど予算が終わった後に津波、地震が来たものですから、すべてが見直され、そういう国県の対応がすべてに関連するんだと思います。

それから、ひころですね。私の聞いているところは、そんなことを聞いているのではないんですよ。入館者がかなり減っていると、平成22年度はね。それから、今後はどうなんだと。入館者のことを聞いているんですよ。今の内容は、シルク館とか松笠屋敷だというのはそれはわかっています。ただ、これだけの670万円というケアをする中で、関連委託契約を指定管理者委託をしている中で、今後、災害によって観光客なんかも減ってくるだろうなと思いますし、その辺の考え方。私はそう思いますよ、減ってくるだろうと。あなたはどう思いかということ聞いているんです。

やはり、委託にせよ補助にせよ、すべてその効果、決算は効果を見るんですから。ただわっばかに数字だけを見ているわけではなくて、翌年度、また今後における予算化の基礎にもなるものですので、その辺、もしどんどん減ってくるのであれば何らかの見直しが必要があるのではないかと、そういう私は質問をしているんです。あなたでわからなければ町長から聞いてもいいですよ。もう一回。建設課はいいです。

○委員長（星喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ひころの里の件でございますが、ご案内のとおり、それぞれの地域にはそれぞれの歴史・伝統・文化・風土がございます。ご案内のとおり、このひころの里、これは入谷地域で山内甚之丞さんが養蚕の歴史を築いたと、それを後世に伝えようということが第一義的な施設のあり方でございます。

その中で、指定管理という形の中でここを運営をさせていただいておまして、今、阿部委員からご指摘のように、例えば、入館者の数になりますと、ひころの里のみならず、町内の入れ込みの観光客といいますか、そういった方々の数はやはり減少せざるを得ないだろうというふうに認識をいたしております。

そういった意味において、このひころの里においても、新年度、来年度になりまして、入館者、そんなにふえる、ふえるというよりも減少する方向にあるんだろうというふうに思います。しかしながら、施設の設置の目的等々かんがみて、我々としてもひころの里の歴史を今後とも後世に伝えていきたい、そういうふうに考えてございます。

○委員長（星喜美男君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 そういう文化・歴史、大事なことでありますが、やはり、財政は非常に厳しいわけでありますので、それらを大事にしながら、予算も大事に考えていってほしいなと、そういうふうに思います。

終わります。

○委員長（星喜美男君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 一つは、112ページの15節工事請負費の中に町単の農道維持補修工事ということが載っておりますけれども、この農道はどの地域の工事だったのか。そして、その補修の内容ですね。その辺をひとつお聞かせ願いたいと思います。

さらに、116ページなんですけれども、19節負担金補助及び交付金の中に強い水産業づくり交付金、さらには水産業振興対策事業補助金ということで大きな金額が載っておるわけなんですけれども、この辺の内容についてお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（星喜美男君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 決算の附表の67ページに田中山線の道路側溝の新設と、これは側溝の新設でございます。それから、このほかに大沼、これは歌津地区でございますけれども、この2カ所については計画的に排水を整備させていただいております。

それから、もう1件については、中の町の水路ですね。この部分の土砂、土壌の上げた費用ということでございます。

○委員長（星喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 116ページの強い水産業づくり交付金に関しましてですが、平成22年2月にチリ地震津波がございまして、それで激甚災の指定を受けたんでございますが、その時の施設復旧の補助の対象はカキだけだったんですが、それ以外の養殖施設もかなりやっておりますので、この強い水産業づくりに関しましては、これはギンザケの施設の復旧に関してでございます。いけすだとかロープだとかの関係で、これの復旧の補助金というか、その関係でございます。

それから、その下の水産業振興対策事業補助金に関しましては、これは、まず一つはアワビの稚貝購入の分がございまして、これが700万円です。稚貝購入の補助金です。それから、もう一つは、とれるアワビが自然に再生されたのかあるいは稚貝購入してきたその稚貝が大きくなったのかを調べるために、買って来た稚貝にタグをつけて、いわゆる標識をつけて放流したりという、将来的な研究をするためにタグをつける作業ですとかあるいはワカメの不要になった茎をどのようにか使えないかという、そういうような研究というか、それをやった内容です。それらのワカメの不要茎の研究ですとかあるいは専門家による講演会等、これらに14万円を使ったと、そういう内容でございます。

○委員長（星喜美男君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 工事の内容等々については双方のご答弁で理解ができるわけでございます。

それで、農道に関連してでございますけれども、今回、被災を受けた田畑の農道、たくさんあると思うんですけれども、そういうものの考え方をまずもって聞かせて、道路ができないうちはどうしようもないし、それから、先にも申し上げております被災地の田畑の復興ですね。これを早めるべきことでこうした関連で聞いているわけなんですけれども。

と申しますのは、農作物というのは1年に1回しかとれないわけですよ。しかも、震災後、海の方のかかわりでは、新聞にも載ってございましたけれども、ギンザケの解禁からして水揚げが出たあるいは海に出れば即復興に向けて対応される面が多々あるわけなんですけれども、農業の再生について、復興についての考え方というのが非常に疎いわけです。そういう意味合いでは、やはり、1年に1回しかとれない作物、そういったものがいかに同じ食の中でも大切かということを考えて、これを早急に、やはり、制度を使ってもよいし、町として、問題は町としての考え方がどういうふうに復興に向けて考えているのかと。仮に、宅地造成をしながら、その余剰の土を土盛りすれば即来年からあるいはこの秋から対応ができるというような方策がまだ打ち出されていない。そういうことで、ぜひこの農道等のかかわり

としてあるいは農地の復旧回復、これを早めてもらいたい。1年に1回しかとれない作物を復興期間だから3年後だということではなくして、農家の収入なんていうのは既存の田畑を耕しても全く今の時世では収益性はないから、税金を納めるのに容易でないというのがほとんどの農家、農民の声ですから、そういったことをひとつ考えていただきたいなというふうに思います。この辺の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

それから、さらに、漁業の方でございますけれども、これは全く稚貝の放流、一昨日も出ましたけれども、そういった復興対策についてもやってきたし、大きな予算でそういう復興策を考えてきたということは、大変水産業の復興について好ましいことだったなど。今後さらに予算を多くとってやっていただきたいと、そういうふうな感じでございます。

農業の方策について、ひとついま一回考えていただきたいし、担当だけでなくして町長の農業の復興対策についての考え方をできればお願いしたいなと、そういうふうに思います。

○委員長（星喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） それでは、農業の復興の関係でお答え申し上げたいと思います。

浸水して被害を被った農地等に関しましては、災害復旧事業と、それから国の生産対策交付金事業というふうなことで対応ができるかというふうなことが二つの方法があるかと思われれます。その中でも、いずれ災害復旧に関しましては、耕作することがこれは必須の条件になっております。その関係の意向調査、浸水地域の農地の耕作の意向調査を本年度いっぱいで行うことで事務を進めておりますので、早急な回復に向けて対応してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（星喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今回の大災害におきまして、本当に多くの水田あるいは畑が津波をかぶってしまったということで、今、委員お話しのように、収穫が年に1回しかできない。そういう意味で農家を営んでいる皆さんの経営あるいは生活というものが苦しいということは十二分に承知をいたしてございます。

そういった意味におきまして、町の復興計画の中におきましても、そういった農業の対策の分野につきましても対応をしっかりとっていくというふうなことで盛り込んでございますので、そういった中で、町全体として農業支援という形の中でも取り組んでまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいというふうに思っております。

○委員長（星喜美男君） 鈴木春光委員。

○鈴木春光委員 前向きなご答弁、大変ありがたく思うわけでございますけれども、何回も申し上げますけれども、1年に1回しかとれない作物が大半でございます。米を初めとして、主食にしている米を初めとして。他町村では今回被災を受けた田んぼを除塩をしながら植えてみたところもあるいは収穫された田んぼもあるわけでございますから、そういうふうな支援策があるいは制度活用が、あるいは町としてこれを集約化するのか、法人化するのか。何回も申し上げますけれども。そういった目安をまずもって農家の方にお示しをいただきたいなというふうに思います。

そういうことをしてもらわないと、食へのつながりが、生きるための水にも次いで、水以上に大切な食料でございますから、そういった意味で、早められるようにひとつ対策を講じていただきたいなと、そんなふうに思います。

その辺ひとつ、急いでやっていただくかどうか、担当課を初めとして皆さんにお願いしておきたいと思いますが、どうでしょう。

○委員長（星喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） 国の3次補正等もこれから予定されておるといいますので、それらを種々検討しながら対応していきたいと思います。

○委員長（星喜美男君） ほかに。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 116ページの13節委託料の中で、水産振興センター、この委託料があるんですが、これは魚竜館のことだろうと思いますが、今、ご存じのとおり、原形だけを残して大分機能は壊滅的にやられているということでありまして、魚竜の跡は残っていると思うんです。それで、今後、そういうものを復元する考えはあるのかないのか。それ1点と、それから、平成18年に指定管理が始まったわけでございますが、継続して同一指定管理者で続けてきたわけでございますが、今後、これまで契約を結んできた管理者に対して、今後の対応というか、そういうものはどのように考えているのか。

それから、18ページのこれも委託料ということで、漁港の清掃あるいは管理というようなことであるんですが、これは管理になるんですが、現在、昨日も漁港の工事予算も通ったわけでございますが、今回の震災で町単の漁港内にいろいろ沈船とかコンクリートの破片とか、まだ撤去されずに残っている港が多々見られるようでございます。その撤去、これから漁港内の清掃というか、撤去をどのような方法でいつまでやるのか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（星喜美男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（及川庄弥君） 水産振興センター魚竜館の2階の総合展示の方は教育委員会の方でやっています、下の方は水産関係で、施設そのものあるいは指定管理料は水産の分野でございますが、魚竜館の上の展示場の魚竜化石、世界の魚竜化石とか、そのほかいろんな展示物につきましては、津波はかぶったんですが、ほとんど無傷で残っています、それらについては、東北大の方で文化財レスキューということで震災直後に来まして、ほとんど回収して行って、東北大の総合学術博物館の方に今現在保管してもらっているというふうな状況でございます。

そのレスキューの状況等、東京の科学博物館の方でさらに歌津魚竜化石と管の浜の魚竜化石と東北大のレスキューの状況を展示しております、恐竜博ということでやっているんですが、それで、中学校の修学旅行等につきましても、被災地の子どもたちについては科学博物館の入館料は無料ということで、無料で入っているうちの方の中学生も修学旅行で入っているというふうな状況もございます。それだけ価値のある魚竜化石でございます、今後は、復旧計画と申しますか、それにもよるんですが、現在は、歌津中学校のところに民俗資料館があるんですが、そこに東北大の方から預かってもらっていたやつをこっちの方に持ってきて保管したいというふうなことで、そのことにつきましてもいろんな団体からの支援というふうな話もありますので、こっちの受け入れができ次第、東北大の方から収容したいというふうなことで考えております。

それから、魚竜化石の産出地の館浜、そこも完全に石碑とか石でつくられた説明のやつとかあるいはセンサー、盗掘防止のためのセンサーとか、そういうものもあったんですが、すべてやられていまして、ただ幸い魚竜化石そのものを強化プラスチックで覆っていた部分はほとんど残っていますので、それらにつきましても、文化庁の方で2回ほど調査に来ていますので、そういう国の方の指定でもありますので、支援等活用しながら、措置については対応したいなというふうに考えております。

○委員長（星喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 水産振興センターの指定管理の契約の関係でございますが、ご存じのとおり、震災でもって使える状態ではなくなりましたので、指定管理していただいた、平成22年度までしていただいていた方といろいろ話し合いをしまして、使える状態ではございませんで、結構評判よかったですけれども、平成23年度に関しては契約はしておりません。

○委員長（星喜美男君） 建設課長。

○建設課長（西城 彰君） 漁港内の瓦れき処理でございますけれども、10月から12月の初めまで、約60日くらい、全部の19漁港、もう一度漁港の中、瓦れきの処理を浚渫船を今契約していますので、もう一度すべて撤去をする予定でございます。

それで、各地区に事前に日にちをお知らせして、今、ネックになっている部分がブロックがあって航路を妨げているとか、船がまだ沈んでいるとか、大きな瓦れきがあるとか、そういうところを確認させていただいて、すべてそれを除去する予定でございます。

それで、その除去と合わせて、瓦れきを漁港内のコンクリートとか破片が大分ございますけれども、これもコンクリートを破碎する機械、10月から実際に稼働しますので、それも移動できますので、そういったものでコンクリートは破碎をして、背後地に埋めるとか、そういうことで、大体12月をめどに片付け方というものを何とかやっていきたいというふうに考えております。

○委員長（星喜美男君） 暫時休憩をいたします。

再開は11時35分といたします。

午前11時21分 休憩

午前11時33分 開議

○委員長（星喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 休憩に入りまして、ちょっと記憶の方が薄れてきたようでございますが、それで、魚竜館、大変な資料が収まっていたわけでございます。それで、最近になって、特に私も感じたんですが、あそこに歌津支所があったようでございまして、その中にいると大分魚竜館と歌津支所を間違えて、「魚竜館はこちらですか」と来る人が年々多くなってきたんですね。それで、丁寧に案内はさせたわけでございますが、それとともにウニ井を売り出しまして、2時間も3時間もかけて化石を見ながらウニを腹いっぱい食って帰って行くというのが年に1回の楽しみだなんて人たちが多くなってきたので、そういうところにこんな津波が来てから、来る人もあるいはまた待っている人も途方に暮れているような状況になったわけでございます。

この近隣にないような天然の文化財、重要なものがあるわけでございますので、これをぜひ復元の方で、来年しろとは言わないから、5年なり10年なりかけても構いませんので、ぜひその歌津に、三陸町にはこういうものがあるんだというようなことは、やはり、末代まで

残していただきたいなど、そう思っているわけでございます。

それで、課長、見通しですね。見通し。今、見通しを語れと言ったって無理な話でしょうけれども、どう見ているか、その辺ひとつ教えていただきたいと思います。

それから、漁港については、建設課長も大変仮設住宅でお疲れだったでしょうけれども、いまして少し頑張ってからに、漁民が今動き出していますから。いろんな事故とかそういうものがあつては、せつかく復興に向けて気負っている時にそういうことがあつては大変ですので、できるだけ早く、12月までと言わないで11月中にでも片付けるというような、そういう気持ちを持ってやっていただきたいなど、そう思います。

大変難しい、難しいというか、これからの先を見通すなんていうのも大変難しいところではあるとは思っておりますが、ぜひそのところを聞かせていただいて質問を終わりたいと思います。

○委員長（星喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 委員が今おっしゃいましたように、魚竜館いわゆる水産振興センターに関しましては、ウニ丼だとか、それから刺身定食だとか、海でとれるものをすぐそこで提供してくれるということで観光の面でも結構評判よかったものですから、私らの方としてもよかったなとは思ってはいたんですけれども、今、こういうような状況になってしましまして、見通しと言われても、私の立場としては、今申し上げましたように、海のものをもすぐ提供してもらおう。そして、海のそばにあつて、そういう豊富な新鮮でうまい食材を提供してくれるような、そういう機能を持っている施設は、ぜひ地域にあればいいなとは思いますが、何せ津波被害があつたところなものですから、今すぐの見通しというのはなかなか難しいですけれども、将来的にはぜひ必要だなど。必要だし、あつてほしいなど、私としてはこう考えております。

○委員長（星喜美男君） よろしいですか。山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 114ページの委託料、過日は松くい等の件につきましてお伺いしましたけれども、これは関連がありますので、委員長よろしいですね。

この震災による見てのとりの杉ですね。塩害被害、大分広がっているわけですが、どのくらいの面積になっておるか、そこら辺、確認したでしょうかね。その辺をまず一回お伺いしたい。

○委員長（星喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） 塩害の杉の関係でご報告、ご説明申し上げたいと思いま

す。

全体で、宮城県内で44ヘクタール、うち14ヘクタールが南三陸町に占める割合と。44%ぐらいが割合となっております。

○委員長（星喜美男君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 被害状況、今、報告をしていただきましたが、さて、この被害による被害木、どのくらい、例えば、素材生産というか、対象になるか、森林組合等分収林もそうなんですけれども、先ほどもいろいろお伺いをしていた中で出たんですけれども、窓口となっている当町の森林組合、どのくらい把握しているか、そこら辺はいろいろ情報公開しておるでしょうか。

○委員長（星喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） それでは、浸水木の関係で、経過も踏まえてちょっとご説明申し上げたいと思います。

これは、基本的に県の方で、緊急雇用の関係で、伐採から集積までは県の事業でやっていただくというふうなことで方針が決まっております。

それで、現段階で町の担当職員と、それから県の担当職員で公図に下ろしまして、それを所有者も把握をしておりました。それを成果として県の方に上げまして、森組の方に県の方からは業務委託発注になりまして、現場の確認と所有者の事業への参加の確認というふうなことの同意をとるというふうなことで、現在、10月末をめどに作業を進めております。

ただ、町としましては、伐採の許可まで一緒にとっていただく旨の要望もしたんですけれども、それはまた次の段階。具体的な伐採についても入札になるので、また少しおくれるみたいな話なので、本当に町といたしましては、早目にやって、素早く対応していただきたいと思うところなんですけれども、なかなか動きが遅いというふうな状況で、集積まではただやっていただけますので、後の木材の処分に関しましては、所有者の収入というふうなことでの取り扱いをしていただけるというふうになっております。

以上です。

○委員長（星喜美男君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 浸水における被害木、例えば、製品になるかならないかという調査というんですか、森林組合等が本来なら率先してやっていただいていたのかなと、こう思ったんですけれども、それらの報告はなかったんでしょうかね。

それから、この伐採の許可申請、今出ましたけれども、なかなか進まないという。農地の転

用等もいろいろこの震災において大分期間を短縮して、できるだけ早急に手をつけられることができるということで進めておるのにもかかわらず、林業、この被害木はなぜ、第1産業の一つですよ。なぜそのように風下に置かれているのか、私は疑問であります。

森林組合等、私もお世話になった経緯もあるんですが、私もいろいろな役をしておった経緯もあるんですが、なぜそこまで木価が低迷しているのにもかかわらず、そのような被害木等、今言ったように製品にできるかできないかのそこら辺の現地調査というのができていないのか、ちょっと残念です。残念に思うわけです。というのは、これは批判的になるかどうか、なるかもしれません。理事をなさっていても、それこそチェーンソーで切るわけですね。今、切っていますよね。手をつけているところもあります。その伐採をしてチェーンソーで切った場合のクズが出ます。このクズは縦びきと横びきでは違うわけです。参事知っていますよね。それを知らないような理事さんもおったわけなんです。余談になりますけれども。振興策、振興策と言って、窓口が森林組合になっているんですけれども、いささか疑問に思うところが私あります。全国的に知名度のある方もおりますけれども、その知名度を利用して、利用させていただいて、なぜこの振興策に結びつけないのか、私、疑問に思っているところがあります。それと合わせて、この被害木が2次災害、例えば、火災等を想定した場合には、もちろん早急に取り組むべき点ではないかと思うわけです。

もう一度お伺いしますけれども、製品になる時も柱とかにはならないのが大半かと思えます。立っている木というのは根倒してみないとわからないと。ほかにも根倒してみないとわからないものもあるわけだけでも。切って、たが切って製材をすると、ザクザク割れる可能性が私はあるのではないかと、その場所によってね。そこら辺までなぜ森林組合等も連携をとって取り進めることができないのか、私は残念なところがあるわけです。

それと合わせて、もう一度お話を戻しますけれども、火災等、それらも含めて、なぜ取り進めることができないのか、私も家業、生業としているものですから、そのような思いが強いわけです。もう一度、参事を責めるわけではございませんが、窓口としてお伺いしたい。参事ばかりでなく町長にもお伺いしたい。

○委員長（星喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） 実際問題、県の方にもお願いをしている段階で、現場の確認をする、伐採の確認をする、それが別個だという県の対応の仕方なものですから、その辺も必要であれば我々が県庁の方に出向いた段階でお願いなり何なりして、早目にやっただくような形の要望、これは行いたいと思います。

当初、森林組合の方とも打ち合わせしたんですけれども、夏場を過ぎてしまうと虫が入ってしまって使い物にならないというふうなことで、日にちを置けばいいことはないよということで、早急に県の方をお願いしたわけなんです。実際に公図、それから所有者の把握に関してはもう8月の段階で調査完了しておりました。それで、関係図面も迫の方、中田町役場の方に行って図面も焼きました。それで県の方に差し上げたんですけれども、その後の動きが県の方で遅いんです。そのことに関して、木の確認、伐採の確認も一緒にやらないという、その対応が何とも理解できないような状況ですので、もう一度担当も介しまして、いろいろその辺の状況を早く実施できるように再度確認を申し上げたいと思います。

○委員長（星喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今参事がお話ししましたが、その話を参事から聞きまして、たまたまその次の日かその次の日だと思うんですが、県の復興の担当部長がおいでになりまして、今のお話をお話しさせていただきました。なぜこういうことになっているんだと。余りにも遅過ぎるということでお話しさせていただきました、担当の課の方に部長の方も指図をするというふうなお話をいただいています。

いずれにしても、今、お話しありましたように、今回のこの塩害木、塩害水の問題については、大変県の対応については遅いというふうに私も認識をいたしております。

○委員長（星喜美男君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 全くそのとおりです。私も本当に憤慨しています。先ほども言いましたけれどもね。一次産業、木価が低迷しまして風下に置かれている状況であることは言うまでもありません。先ほど、隣の同僚委員も聞いておったところでもあります。しかし、生業としていて、私らはこれを捨てるわけにいかないんですよ。一つの刺激になればと思ひまして、販路を広げて、窓口を森林組合だけではなくて他県、他町にいろいろ情報を得てこうやっているわけなんです。

昔から植えて、交替して、継続してやっている情けないような状況に置かれて、今、本当に茶褐色になって立っておると。これは瓦れきの撤去等を優先しておかれているのは、おくれざるを得ないのはわかるんですけれども、もう一度言いますけれども、窓口等はやはり森林組合ですよ。この森林組合が本当にけがをしたことのないような理事が多いわけですよ、私から言わせてもらえば。現地も植林もしたことのないようなね、悪いけれども。その方々、批判するわけ…、批判になるんだけれども、もう少し以上に窓口として、やはり、地元の組合、林家の窓口であるはずですから、そこら辺、町としても町長としても、お答えを

いただきましたけれども、県の対応が遅いというのは全くそのとおりなのでしょうけれども、強く、やはり連携をとって取り組んでほしいと思うんです。

多分、その県の方々はまだそろそろお昼の時間です。先ほどウニ井の話が出ました。このウニ井を食べるにはスプーンで食べられる方もいるかもしれませんが、我々もこれからどこの仕出し屋さんが持ってくるかわかりませんが、割りばしを使っているんです。そのはしで食べております。そして、その後には、やはりつまようじを使うんですけれども、多分にして県の職員は鉄のはしか鉄のつまようじを使っているのか、そのような気持ちで我々も林家として情けなさというものを目の当たりにしておりますので、窓口として産業振興課、町長もそうですけれども、窓口として強く訴えていただきたいと。そろそろお昼の時間になりますので、私の質問はこれで終わりにします。

○委員長（星喜美男君） ほかにございませんか。三浦清人委員。

○三浦清人委員 それではページ数、110ページ。前者も話がありましたひころの里の関係ですけれども、どこもエリアの団体に指定管理ということで長い間お願いしているわけでありませぬ。この震災によって、かなりのお客さんというのは少なくなってくると。しかし、震災に建物が遭わなかったから、営業も従来どおりにやられる。だけれども、お客さんが全く少なくなる。片や魚竜館、お客さんがどんどんこれからふえていく、ふえてきた。しかし、建物が無いためにやむを得ず廃業ではないけれども、契約をしないと。

そのひころの里、先ほど来聞いておりますと、文化あるいは歴史というものも大事であると。後世にそれを残していきたいと。そのとおりだと思うんです。ただ、震災がなければそれでもいいんですが、もう震災、この町そのものが壊滅した状態になっておる時に、文化あるいは歴史とか、今そういうことを話している時期なのかということなの。震災がない時だったらいいいんですよ。震災がない時だったらね。しかし、670万円という大枚を今そういうところに使っているのかということ。文化財も大切。だけれども、生きている人間は飯を食わなければならない。文化財眺めてもお腹いっぱいにならない。歴史を聞いて腹いっぱいにならないの。あなた方はなるかもしれませんが、私はなりません。これはやはり見直すべきだというふうに思います。

また、この町が復興して落ち着いたならば、またお願いして、それこそ大々的に文化あるいは歴史というものを打ち出してやられてはいいと思いますけれども、ここ一、二年、三年は、やはり我慢の時期でありますし、皆さんが頑張る時期であります。1円だって大切な時期であります。そういうところの、要するにお金の使い方というものを、生きたお金の使い

方をよく研究をしてもらいたいということでもあります。

それから、116ページ。以前もちょっとお話ししました国有林の関係で、三陸新聞、議会の様子を報道していただいて、その記事を読んだ方々、いろんな方々から反響といいますか連絡をいただきました。我が南三陸町西戸在郷地区にそんな広大な国有林があったのかと。何もお金を出して買わなくても、そこを整地して集団移転の場所にした方がいいんだという意見が大多数、多くなってきております。その辺のところ、門前山1,700ヘクタール、これを早く地域の方々にも、結局知らない方が多かったと、我が町でも。お知らせをして、その利用方法などを早く検討していただきたいというふうに、さらにさらに話をしておきます。

お金を払うだけが能ではありませんよ。お金をかけないでどうやるかということが、あなた方の仕事ですから、考える頭がないのであれば話してください。考えてすげっから。

次に、同じページのアワビの稚貝、前にも話しましたがけれども、課長、この間のお話ですと、他の地区からの搬入というか、持ってきてはだめだというようなお達しが来たということで、困ったなと思って今いるんですね。毎年700万という稚貝を水産公社等々から購入して、種苗を購入して生産して撒いているわけですけれども、それができなくなったと。それをやろうとしてもよそからの搬入はだめだというようなお達しなようですが、これ、具体的にいつごろまでなのか。それから、いつあたりになったら買って放流ができるのか。そういったこと、大体のことでもいいからちょっと確認してもらえないですかね。

というのは、やはり、毎年毎年やらなければならないんです。この稚貝放流というのは。1年でも置くと、成貝になって採取する際に、サケの稚魚と同じで、時期的な、1年休むととる時に減少しますのでね。いろいろと今、我が産業建設常任委員会でも全国の種苗生産のところを今調べております。北海道の方には結構あるというような情報を得ましたので、もしそこから買うことができ、持ってくることができるのであれば、そういうふうにもしたいと思っているので、その辺の国のお達しというか、それがどういうふうになるのか、見通し、これを早急に聞いていただきたいというふうに思います。

それから、水産関係ですけれども、廃船の補助金も出しておるので、その関連になりますか、瓦れきの関係ですけれども、今朝テレビを見ていましたら、東京都の知事さんが岩手県の瓦れきを受け入れると。処分するのにね、二次処理というんですかね。インタビューに答えていました。それで、いやいや宮城県からも要請があったら受け入れますよと、受け入れ体制万全だという話がありました。それは、県で交渉するのか、だれが担当、どなたが担当か環境の方、県が交渉するのか、窓口が県なのか、岩手県は宮古市のというような話で、各

市町村が直接お話ししてもいいのかどうか。それはやはり急いで確認する必要があると思いますよ。その辺、急いで県がやるのか。県がやる気なかったら市町村でやった方がいいと思いますよ、せっかくそういうふうにあるんですから。東京都では受け入れやると言っていますからね。その考え方がどうなのかということです。

それから、122ページの自然環境活用センターということで前者も質問がありました。これまでは、私から言わせると、行政の一番の目的である最少の経費で最大の効果をやらなければならないということになっておるのだが、これは全く逆行して、最大の経費で最少の効果やられてきた。全く失政とも言うべきことであったというふうに思います。その辺のこと、責任というのを町長にとたて返ってくる言葉はわかっていますので、やはり、これからは最少の経費で最大の効果をあらわしてもらいたい。失政ですから、これはね。

それで、建物の件ですが、先ほどもどうするかこれから検討するということではありますが、公共施設、このほかにもいろいろとあると思うんですが、その取り壊すとか何かする際には、町の財産でありますから、議会に一応諮るんだろかなと思うんですが、その辺はどうなりますか。一応これで質問終わります。

○委員長（星喜美男君） ここで、昼食のための休憩を行います。

再開は1時10分といたします。

午前11時59分 休憩

午後1時07分 開議

○委員長（星喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

三浦委員の答弁から始めます。産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） それでは、三浦委員のひころの里に関するご質問にお答えを申し上げたいと思います。

附表の68ページをお開き願いたいと思います。

ひころの里の関係の入館者数等が入っております。ひころの里に関しましては、震災以降、被災を受けたことによりまして閉館の状態というふうなことになっておるわけですが、昨年来好評を博しておりましたシルクフラワーフェスタの開催期間中で被災を受けたというふうなことで、このイベントにつきましては2,000人ぐらいの方がおいでになっているというふうなことで、イベント半ばに被災を受けたというふうなことで、この分のカウントがされていないということと、合わせまして、春休み中の来館者につきましてもカ

ウトになっていないというふうなことでございます。歴史的な資源の保存ということと、都市と農村との交流というふうなことでの指定管理に移管した段階で活用しているものでございますので、ご理解を賜りたいというふうに思うものでございます。

○委員長（星喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） アワビの稚貝の購入の関係でございますが、広域的に移動させてはならないという、そういう通達が参っているのは前にもお話ししたとおりですけれども、その広域的なというのが、その表現だけでありまして、隣の県からいいのかどうなのかあるはずと、今は病気が発見されたのは南の方なものですから、隣の県あるいは東北地方から搬入がいいのか悪いのかというのは、その辺がまだあいまいなところでございます。

ですから、私どもとしては、仮に福島県だとかあるいは岩手県、青森県の方からと考えたところが、青森と岩手は施設そのものがないものですから、だったら日本海側からとかと考えるはみたんですけれども、委員がおっしゃいました、その北海道の方からが広域的なあれに入るのかどうなのか。それも県を通じてその辺の状況を確認してみなければならないんですけれども、今のところは、当分の間は広域的な移動は制限するという、そういうような通達の状況でございます。

なお、今後、その辺のところの情報は逐次情報を集めながら対応していきたいと、こう考えております。

○委員長（星喜美男君） 震災復興推進課長。

○震災復興推進課長（及川 明君） 国有林の活用につきましては、先般もお答えいたしましたとおりでございますが、いずれ土地が造成という部分に適するかどうかも含めて検討も必要ですが、地域住民の意向も把握した上で検討させていただきたいというふうに思います。

○委員長（星喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 瓦れきの東京都の受け入れの件でございますが、私、ちょっと今朝ニュースを見ておりませんでしたので、今インターネットで調べてまいりました。

東京都が岩手県の瓦れきを受け入れるという、処理の基本協定を30日に結ぶという発表をしているということで、宮古市周辺の瓦れきなど混合廃棄物の1,000トンを受け入れ処理をスタートで東京湾の中央防波堤で埋め立てをするというようなことです。

その協定ですけれども、東京都と、それから財団法人環境整備公社、それから岩手県の3者で結んで、またそれに民間の処分業者を募集した上でこの処理を進めるという、そのような内容だと思います。

それで、当町が現在行っております三戸町への搬出でございますが、これは従来から焼却灰の受け入れをお願いをしていたと、そういう関係がございまして、今回は数量の変更の通知のみで済んだということで、町同士での直接の協議を行った上で搬出を行ってまいりました。

したがって、今後、新規に協定を結ぶ必要がある場合には、宮城県が窓口となって交渉を進めていくということになると思います。

○委員長（星喜美男君） 総務課長。

○総務課長（佐藤徳憲君） 被災を受けました公共施設の解体と議会とのかかわりということでございますが、それぞれ公の施設でございますので、設置条例がございます。したがって、これを解体する場合には、まずもって設置条例を廃止すると。そして、普通財産に切りかえてから解体ということになりますので、議会とのかかわりということになれば、廃止条例を制定をさせていただき段階でご審議をいただくというようなことになろうかと思っております。

○委員長（星喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） その公の施設の中で、お尋ねになりました自然環境活用センターの建物の件でございますが、あの建物そのものも表側から見ると外壁を塗装した関係もあって、まだ立派に建っておるように見えるんですけども、実は海側の方へ参りますと、基礎部分もかなり洗われておりまして、このまま使えるかどうかというのはかなり疑問なところでございます。

午前中に千葉委員から活用センターの今後についてもお尋ねあったんですけども、今後、活用センターの業務をするにしても、これまでのやり方でいいのかどうなのかも含めまして、そうしますと、場所もこれまでであったところでもいいのかどうかも含めまして、早急にあの建物を使うかどうかも含めて検討したいと、こう考えております。

○委員長（星喜美男君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 ひころの里ですが、文化・歴史を大切にすると、後世に引き継ぐんだと、それはわかっているんです。私の言っているのは、今、そういうことにお金を使っていいのかということ。もっと別なところに使うべきでないかということです。文化・歴史でお腹いっぱいにならないとさっき言ったのね。皆さんお腹をすかせているんですよ、今。家を流されたり、仕事がなくってね。だから、そういったことに使うべきでないかという話なの。震災にならないで通常であれば、まあそういうことでも使うということで、今までずっとやってきたわけですけども、やってきたことがいいのか悪いかと言ったって、これは震災ですから。た

だ、この震災になって、これからこの町をどうしようかという時に、こういうことにお金を費やしていいのかということですよ。もっともっと別なところに使うべきでないのかなと。大変なんですよ、この町は。大変、これから。国から支援が来ているうちはいいんです。ここ一、二年、何でもやれると。国から来るからどんどんやりなということとやることができるんですけどもね。さてさて、それが、期間が過ぎたらギブアップですよ、これは。ギブアップ。私はそう見ていますよ。ですから、とにかく極力使わないで、もっと別な、町民の生活に直接役立つような財源の使い方の方に仕向けていただきたいということです。

何もここ、例えば、ひころの里を閉館というか、1回休んだって何か大きな、この町にとって影響ありますか。そこなんです。町が回転しないと。動かなくなったということであればぜひやっていかなければならないけれどもね。何も別に影響ないじゃないですか。1回やってみたらいいかって。お休みしてね。あなたが担当だから、たまたまあなたを見てしゃべっているんだけどね。あなた個人に対して言っているわけではないから。それはわかっているもらわなくてはならないけれどもね。私はそう思うんです。今の時期、この大変な時期にね。わかるんです。文化・歴史。そんなお言葉で、立派なお言葉で生活できるのかということですよ。今のこの非常時に。そういうのは「夢見て語れ」と書いてるんだ。おらほの歌津の名足の言葉で語るとね。「何、夢見てんのや」と。「そんなの寝て語れ」って、こういうふうに言われるんです。この時期にそういうふうな話をしますとね。そういうことの質問なんです。何か影響ありますか、この町にとって。

それから、国有林の関係。課長、そのとおりなんです。とにかく早く皆さんにお知らせして、こういう土地もあるよと周知徹底をしてください。皆さん今、三陸新聞見た方々、かなり、そんないい山あったのかと。とにかく早く調査して、利用できるかできないか。利用はできます。ゴルフ場跡よりも数十倍結構ないい環境ですから。経費もかからないで。それは言っておきますよ。

それから、アワビの関係ですが、課長、だから、課長がクエスチョンマークになっているところを早く解消してほしいんです。課長もクエスチョンマーク、我々もクエスチョンマークになって、クエスチョンマークはクエスチョンマークで進まないから、どうすれば進むかということをも早く連絡とって、広域的とはどういうことだとか、どこがいいのか、どこが悪いのか。我々これは事業を進めていかなければならない。どうしたらいいのか。何て言う病気、病気の名前までわからないべから、横文字で長くてね。それは聞いたんだけど、きょうもわからないでいるんですけども、とにかくそういうことで進まなければならないと

ということです。通達出たからって待っていたのではだめなんだね。いつ解除になるのかとか、地区がどこがいいのかとか、そこをやってもらわないと。通達来たから何もできないのですでは、これは進まないしね。進歩も発展もないというのはそこから来るんです。ひとつ頼みますよ、課長。頼りにしているんですから、課長。あなた首ひねったって、そうでないんだから、住民が1万7,000人の人口、みんなあなたの肩にかかっていると言っても過言でないですよ。第一次産業の町ですからね。そのところ、よく考えてやっていただきたいと思います。

あと、公共物の処分、建物の処分については町と議会とのかかわりでいろんな条例がありますので、これは了解いたしました。

それから、瓦れきですが、今朝のテレビでも、先ほども言いましたように、中に別な団体が入っているということを今初めてわかったんですけれども、いずれにしる窓口が県だということで、県からどうするかということが来るんですか。それともこちらからこうしてくれと話に行くんですか。それから、2二次仮置き場の処理場との兼ね合いはどうなるのか。その辺、まだ課長も今わかったということでどうしたらいいのかわからないようなんですけれども、その辺も、やはり早く状況を聞いて、皆さんにお知らせしてもらいたいと思うんです。大事なことですよ、これは。急がなければならないことですしね。

あとよその地区、石巻だ、気仙沼だ、女川だ、東松島だ、南三陸の場合余裕がございません。これではうまくないですね。こういうものも早い者勝ちと言ってもおかしくないのかなと思うんだけど、早く名乗りを上げることが大事だと思うんです。ですから、その辺の時間的な問題もあると思いますけれども、ひとつ目を配っていただきたいというふうに思います。

あとは自然環境については、建物をこれからどうするかということもいろいろ検討していただいて、これまでの失敗を、失政を取り戻さなければなりませんからね。大変な経費をこれまでかけてきましたね。でも、私、所長さんがいなくなるというか、どこか行く時に、本をもらいました。自分で書いた本なんだかね。皆さんもらったでしょう。出版した本ね。あれだけ残ったのかなど。そんなことで、まずもって今までかけた経費を挽回しなければならないと思うので、そういうことです。

○委員長（星喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） ひころの里の管理につきましては、政策的な観点から関係課と協議を進めてまいりたいと思います。ひころの里の今後の管理につきましては、政策的

な協議も必要でございますので、担当課と協議を進めながら対応してまいりたいと思います。

○委員長（星喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これからいろいろ種々検討はしたいというふうに思いますが、繰り返しますが、先ほど高橋兼次委員からもお話しありましたが、いわゆる歌津魚竜化石をどう残すのかとか、それからひころの問題も、これからの過去の歴史の問題を含めてどうしていくのかということについては、これは一つの施設だけの問題ではなくて、この南三陸町すべてにそういったこれまで築いてきた歴史をどう今後の町の中にしていくのかということについて考えていきたいというふうに思います。（「ひころの里休んだ場合どう影響あるのか」の声あり）

○委員長（星喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご案内のとおり、今回の大震災で町内の観光施設そのものがことごとく壊滅をしてしまった。そういった中で、南三陸町、今の観光施設という観点でいけば、ひころの里は数少ない残された一つの観光施設だというふうな認識は持っております。

○委員長（星喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 瓦れきの県外搬出の件でございますが、これにつきましては宮城県でももうしばらく前からいろいろ八方調査をしながら、もちろん南三陸町あるいは気仙沼市の方でもそういった情報を得ながら、業者の話を聞いたり、いろいろ努力をしているのは聞いております。実際、その会議等にも出席したこともございます。

ただ、ここに来て、特に今、放射能の問題が出てきまして、なかなか県外での受け入れ先が震災直後には受け入れを表明していただいた自治体であっても、また状況が変わって、挙げた手を少し下げてきているようなところも多くなってまいりまして、県の方でも搬出先を探すのに苦慮していると。

当然、2次仮置き場処理施設からの最終処分につきましても、そういった施設を利用しなければならぬわけございまして、石巻の例を見るまでもなく、最終的にすべての最終処分がすべて確認されているわけではないですけれども、実際に処理を進めながらそういった受け入れ先を探しながらやっていくという状況だと思います。

当町といたしましても、実際、いろいろ処分業者、民間の処分業者の方からいろんな提案を実際に受けております。ただ、今、申し上げたように、最終処分先がなかなかはっきり確認できない提案が多い現状でございます。そういう中で、町として、例えば、ある業者に委託

をして、瓦れきが町内から搬出されました。ただ、それがどこでどのように処分されるのか、それをはっきりと確認できないうちは安易には委託もできないということで、そこは慎重にならざるを得ないのかなというふうには考えております。

いずれにしましても、これから2次仮置き場処分場の建設に向けまして、県の方とはさらに協議を進めながら、早急にそういった対応ができるようには努力してまいりたいと考えております。

○委員長（星喜美男君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 処理業者も中に入ると思うんですね。話を聞いているとね。私はテレビ、きょう初めての報道だけで、岩手県のもので東京で処理できると。都知事の話だと宮城県のものも受け入れてもいいというようなことが発表になっていたものですから、内容についてはよくわからないんです。その最終処分場も灰のやり方とか何とかというのも全然わからないです。ですから、まさしく東京都に運んでいって、そこが全部処分してもらうということであれば一番いいことでしょうけれどもね。いずれにしても、とにかくほかの町が手を挙げてやった時に我が町がおくれをとらないようにだけはやっていただきたいと思うんです。それでなくとも、この南三陸というところは政府とか何かには余りよく思われていないような感じが今受けとめていますので、その辺のところ、課長さん方が一生懸命になって売り込みと言いますか、頑張っているんだということを政府の方にアピールをしてもらわないと立ちおくれますから、我が町は。そういうことです。

それから、ひころの里の関係ですが、私はひころの里を一、二年休んだところでどういうふうな影響があるのかという質問であって、文化財が数少ないそういった建物とか、皆流されてこしか残っていないとか、そういう質問をしているのではないんです。それは見てわかるんですから。そういうことで、もっともっと別な方に町のお金というものを使った方がいいというお話でありますのでね。そのこのところ、よくわかっていたかなければならないと思います。

それから、きのうですか、私の例のゴルフ場跡地の土地の関係の資料の要求をしておりました。特別委員長が決算の審査の特別委員会の時にでも、さらにやってくれということで決算の委員長私の方に回してよこしているいろいろな話にきのうなったんですけども、きょう朝にその資料が出てくるのかなと思っておったんですが、まだ出ないようなんですけれども、その辺、どうなっているのか確認をしていただいて、いつの段階にお話ししたらいいのかなと思って、今、考えておりましたけれども、その辺の確認をしていただけませんか。

○委員長（星喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 指摘いただきました内容について、今朝、議長に特に株主であることの証明、株主の持ち株の動向について確認をいたしてございますけれども、議長にどのタイミングでお話を、説明をしたらいいのかというお話は通してございます。

状況をお話ししますと、よろしゅうございますか、この場で。状況をお話ししますと、確認をいたしましたところ、株主は30万でございますけれども、資本はですね。すべてお一人だけでございまして、株券は発行していないということでございますので、それを証明する書類と申しますか、そういうものはなかなか提出は残念ながらいたしかねるということでございまして、いわゆるきのうお話に出ておりました山中というものが全株を所有しているということは、きのう確認がとれてございます。残念ながら書面でもってということでございまして、その分については株券を発行していない会社ということで、それを証明できる書面ということはちょっと提出いたしかねます。

○三浦清人委員 委員長、どうしますか。結局、きのうお願いしていた書面とかそういったものがまずないということがわかったんですけれども、それについての質疑とか何かというのは、私、どういうふうにしたらいいですか。

○委員長（星喜美男君） では、続行してください。

○三浦清人委員 いいですか。

○委員長（星喜美男君） はい。

○三浦清人委員 今、私、きのうからの引き続きの質問に入るんですけれども、とにかくそういうことになると、町長、これは大変なことです。

それで、結論からというか、社長が株を一つも持っていない代表取締役という形になるんですね。この社長の居場所、連絡先はわからないんですよ。わかるんですか。

要は、町長、本来ですと、契約書ということなんですが、仮契約が議会の議決を得れば本契約になるわけです。その契約書に基づいて土地の売買、取り引きが行われるわけですね。それが、委任状も何もない。契約した方が山中さんという方で株主だという言葉だけで、それを証明する何もない。そういうことで、この契約書は効力というものが発生しないとは言いませんが、後日、契約後の後日、この石川社長さんから何かのクレームが来た時、その時にこの契約書では、例えば、法的にこの契約書では勝てないと、裁判になった場合には。そういうことも執行部は知っているわけです。知っているわけです。要するに、代理権というものが失われるわけです。クレームが来た段階で代理権というものが。

さて、そこが問題なんです。それで、例えば、お金を支払ってしまったと。その後でクレームが来た際に、裁判にかけられた時、勝てますか。勝てないんです。私も、私個人の能力と知識ではもうわからないことだらけなものですから、専門家に問い合わせをしてみました。そしたら、専門家はこの代表者の印鑑証明書とその印鑑証明の実印をつけた委任状がなければならないというお話でありました。意味がわかるでしょうか。要するに、この山中さんという方が代理人として契約を結んだことは、最後は無効だということなんです。そういうやり方を町がやれるかということなんですよ。

これからでも、この代表者の方から印鑑証明をもらって、その実印で委任状をこの山中さんという方に出してもらって、そして契約をしてください。そうしないと、これは町としては違法ですよ、このやり方は違法。それを知っていて、私たちはこれを…、特別委員会ではやんべない否決したなと思って私もいるんですけれどもね、不採択だ。だからよかったと思うんですがね。そういうことになっているようなんです。よくその辺をわかってやってもらわないと困るんですね。町は本当にそんなことやってだめなんです。どうです。町長。

○委員長（星喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） その委任状の関係でございますけれども、これまでご説明を申し上げてきたとおりでございます。我々この間のいろいろ山中氏との本件にかかわる協議なり、お会いしたりあるいは連絡の中で、客観的に判断をしてきたわけでございますけれども、ご指摘のように、公的事務手続をとる段階で、それはそれとしてやはりしっかりと代表取締役からの委任状等の環境があつてしかるべきじゃないかということについてはご指摘のとおりでございます。そこが不十分だったことについては反省をいたしてございます。

昨日、この株主の動向の確認の際にもこの旨お話を申し上げておりました。一応委任状についてはおくれらせながら送付をいただいておりますところでございます。一両日中には役所の方に届けていただくということで一応お話をいたしてございます。

○委員長（星喜美男君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 確認しますけれども、その山中さんに石川さん、社長、代表ね。石川代表から山中さんへの委任状を出す。そして、それは印鑑証明をつけてね。法的には、印鑑証明をつけないとだめなようです。印鑑証明をつけて、その委任状に実印を押すというような話でしたから。

私も、どうもずっと心配で、副町長も眠れない夜が続いたでしょうけれども、私も眠れない夜が続きました。これは何とかうまいぐあいに行かないかなと思つていろいろ考えまして

ね。それで、まず皆さんの話だけでは全くらちがあかないということで、専門家に確認をとったんです。そしたら、やはり、これは口頭での委任といたしますか、そういったことについてはだめなんだと。代理権は失われると。そうしますと、裁判でやった場合に、もう負けるんですよね。すると二度払いになる可能性もあるんですね。そうはならないとは思うんですけれどもね。二度払いということも考えられるわけです。

それから、昨今の3月9日には、副町長、会社の存続というのがどうなっているのか、裁判所が確認してやったと。ところが、法人だけでやって代表取締役というのがその時にうたわれてあったのかどうか。そして、今もその方なのかどうか。私はむしろ名前が変わって、山中さんという方が代表取締役になっていけばこれは話が早いのかなと思っていたんです。そうであれば話がスムーズに行くのかなと思っていますが、その辺、昨今の会社の謄本、法人の方はどうなっているのか。

○委員長（星喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 昨日でございますか、皆さんのお手元に法人の登記簿謄本、2年前の登記簿謄本、実は私、その書類しか持っていなかったんでございますけれども、担当の方で8月9日、改めて押印したときに、印鑑証明だとか登記簿謄本、8月9日現在の書面を持っておりますので、それを改めてご提示させていただいて、それで改めて確認をいただきたいなというふうに思いますけれども。

その分かりますと、先日、私申し上げました内容とは一切変わってございません。いずれ念のためにその登記簿謄本については即刻資料として配付をさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（星喜美男君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 8月9日の謄本では、平成21年1月の謄本と全く変わっていないと。そうすると、代表者も同じだということですね。そうですか。

そうすると、やはり、8月8日の契約日だったので、やはり8月7日とか、例えばね。やはり、確認してからやるべきでなかったかなと思うんですよね。8月8日の契約ですからね。それでやっていただいた方がいいというふうに思います。

それから、今言った、石川さんの居場所はおわかりですか。何という住所で、連絡先は教えてもらえないんですか、相変わらず。私、電話して確認したいんですよ。確認。町のお金9,300万円もやるんですから、ただはいはいとやるわけにはいかなないので、もしどうしても言えないというのであれば、本会議で100条調査、100条委員会を設置してやりたいと思いま

すけれどもね。

そうしますと、この山中さんという方にも来てもらうこともできますし、石川さんにも来てもらうこともできますし、いろいろと調査ができるんですね。だから、今のままのようなあやふやのことで、わけのわからないことで町がかかわっては大変ですから、100条調査ではつきりしたいと思うので、その辺ですけれどもね。余り、いいですよ、あとは。100条でやりますから。

○委員長（星喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） とりあえず石川代表取締役の住所については、お手元の法人の登記簿謄本にございます千葉県八千代市村上1113番地の1にお住まいになっているということは確認をいたしてございますけれども、ご本人への連絡、電話等については確認はとっておりません。

○委員長（星喜美男君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 印鑑証明とか、今言った委任状というのは、だれがどこにとるんですか。この山中さんがやってくれるんですか。この山中さんという方、副町長、四、五回お会いしているというような話なんだけれども、四、五回お会いしている割に随分全幅の信頼を持っていますね。最初にお会いした時にだれかが紹介したと思うんですけれども、どなたですか。それで、初めて名刺をもらったと思うんですが、その名刺の肩書きは何という肩書きですか。

○委員長（星喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） それも前にお答えをしているんですけれども、初めてお会いしたのは、根抵当権の譲渡を受けた時に来庁した時でございますので、もう2年も前の話でございます。お二人でおいでになっております。その会社の方ということで。もう一人の若い方についてはちょっと名前は覚えていませんけれども。その時、お二人で来て、説明申し上げておりましたように、今回、社の方で根抵当権を譲渡をしましたと。それで、いずれこのまま保有するというわけにはまいりませんので、社としては競売の方に司法手続をとらせていただきますということで、町の方にお二人おいでになってございますので、それは名前はちょっと正直、お若い方についてはわかりません。東京から一緒においでになった方でございます。

ですから、それもちょっと覚えてはないんですけれども、お名前だけでございますので、山中ヒロミチですか。肩書きはちょっと、正直、覚えておりません。

○委員長（星喜美男君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 社長の八千代市村上というのは登記簿謄本と当たっていますが、このほかの続きの住所はわからないんですか。八千代市村上1113番地の1の石川ヤスヒロさんで手紙着きますか。着きません。着かないんです。このほかに何々団地、何号棟の何号室となくてはだめなんです。

それから、全幅の信頼というか、かなりの信頼をしている山中さんの住所と電話番号は。私たちが連絡して確かめたいと思うので。言えなければ言えないで100条でやりますからいいですけれども、どうですか。

○委員長（星喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 山中氏の住所については、私、承知する必要もございませんし、承知はいたしてございません。電話については、この間中から何回もお話ししておりますように、もちろん業務上の連絡はとりますけれども、私どもも通常、自分の携帯で業務上の連絡をとると同じような考え方で使っておりますけれども、今、委員の方からその番号を教えろと言われても、基本的には個人情報だろうというふうに考えておりますので、それをお話するのは差し控えさせていただきたいと。

○委員長（星喜美男君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 連絡をとっている電話番号、携帯の番号というのは、山中さんの個人のもの、何でわかるんですか。会社のものかもしれませんでしょう。そういうことも私どもは調べると言うんですよ。あなたが勝手に決めているのではないですか。町が取り引きする相手の電話番号、なぜ我々がわからないんですか。どうすればわかるの。会社に電話の設置がない。連絡とるにはあなたしかできない。何ですか、それは。あなた個人でやっているんですか、この町のことを。おかしいじゃないですか。我々だって知る権利ありますよ。9,300万円も払うんですから。おかしいことだらけですよ。何でその山中さん個人の携帯電話だと、電話番号押すと「個人」とかかるんですか。あなたが勝手に決めているだけで、教えないだけではないんですか。とにかく、疑えばきりがないんですけれども、とにかく、そういうものを払拭させなければならぬんです、副町長さん。なぜ隠そうとするの。何があるの。この社長の住所もここにはいない、この方。いるんだかいらないんだかわからない。とにかくクエスチョンマーク、クエスチョンマークで、そういうことをとにかく何かあなた方の考え方とかやり方を見ると、集団移転するから土地を購入しなければならないというよりも、何かお金を払うことが目的のように見えてきているんですよ。土地を購入という言葉は後のことで、とにかく金を何とか払いたい、払わなければならないというような意思が強いように見

えてならないんですね。土地購入は手段。金を払うのが目的。どうですか。不思議でしょう。

また言いますが、三陸新聞見た方、もうきのうでしたか、夕方、「見たよ」と電話をいただきました。町外の方ですけれどもね。「何だべ、南三陸町の議会、こんなやり方しているんですか」と言われました。「決をとる前にそういった相手の会社の番号がないとか、記事に載っているようなことが採決した後にわかったのか」と言うから、「いや、採決前にそういうことが明らかにされた」とお話ししたら、「それでも賛成した方もいるのか」と。そういうことで、かなり叱責を受けました、私。

とにかく、委任状、いつ発送して、いつ私たちは見ることができるのか。それから、石川さん、代表ですけれども、後でクレームは絶対に来ないという確約とれませんかね。お会いして。とにかく探してくださいよ、この石川代表、社長さん。株券のない、株主でもない。普通、代表権のある方、株何ぼか持っているのではないかなと、通常ではね。そう判断していたんです、私たちはね。これは世の中知らない私だからそうかもしれませんが、客観的なものの考え方をすれば1株、2株の株を持った方が代表取締役という任につくのではないかと思うんですがね。1株も持っていない方が代表でしょう。あり得るんだね。そういう方々とおつき合いをしているんだ、我が町では。はあ、というのが町民の声であります。

それは具体的にいつごろ印鑑証明と何が来て、正式な契約を、最初は仮契約でしょうけれども、結ぶのかということです。

○委員長（星喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 一両日中には届くように、きのう発送してもらうようお願いをしておりますので、速達で送ってくれということでお話ししておりますので、一両日中には届くと思いますけれども、8月8日にそういうことで不十分な環境だというようなご指摘については率直に反省をしますけれども、8月8日に会社と町との間で契約を締結しておるわけでございますので、8日付で委任状を出してもらうようにはお願いをしております。

○委員長（星喜美男君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 8月8日にさかのぼって委任状を出してもらえるとということですか。私はきょうかあしたの日程で決めて、それでやるのではないかと思うんですよ。普通はそうじゃないですか。どうもクエスチョンマークがさらにさらに大きくなってきますね。異常じゃないですか、異常。通常の地方公共団体の運営のやり方としては異常としか言えませんよ、これは。異常。何があるんですか、その裏側には。多分、そう言っても言えないのではないかと思います。

っていますけれども、これ以上、私もなかなか言えないところもありますのでね。余りにもおかしいやり方をしているなと思って、最初から考えておったんです。普通は、普通はね、こういうところに土地がありますからという地域に説明会をして、その地域の人たちがああ、じゃそこに土地を求めようという陳情書を書面を出して、それから、議会にそれを買う予算の議案というものが出されるのが、手順はそうなんですけれども、今回の場合はすべて逆ですよ。逆。

それから、きのうもお話ししました、いろんな方々から聞かされましたけれども、陳情書の書面も町の方で作成して、そして、人を使って署名をさせたというような話が出ております。ですから、すべてが逆なんです。本当に、胃の痛くなる話であります。

その8月8日、今さらさかのぼってというようなことでありますが、果たしてそれがどうなのか。山中さんと連絡とらせてください。山中さんと石川さんと両方。

○委員長（星喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 何回も同じことをお話し申し上げるようで恐縮でございますけれども、委員もいろいろお話の中でいろいろなお話をいただいてございますけれども、当方とすれば、直近の、ごく最近の地権者、正規な司法手続を得ながら取得された土地であるし、その土地の現存とか、そういうものが環境が整っているということで話を進めてきたわけでございます。何らそういったものについてはないということを改めて申し上げておきますけれども。

それで、石川さんと、それから山中さんに連絡をとらせてくださいということについては、私の見解とすれば個人情報ということに当たるだろうというふうに思うので差し控えさせていただきますけれども、なお念のために、そこまで何回もお話しされるのであれば、一応ご本人には確認をとった上で、了解が得られれば、個人情報でございますので、それは後でお話をさせていただきたい。

○委員長（星喜美男君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 そういうふうに前向きに進めてもらいたいんですよ。頑固として聞かないのではなく。だから、何かおかしいんだ、おかしいんだとなってくるんですね。そのように素直に。それで、何も個人情報、個人情報って、さっきも言ったように個人の携帯なのか会社が買ってあてがった携帯なのか。私は会社の携帯だと思いますよ。そういうふうにならなくて、なにしているんだから。私はそう思いますよ。その確認はいつとるんですか。きょう中にとつていただいて、私たちにその番号をお知らせいただければと思うんですが。その辺、

では委員長の方から取り計らっていただいて、これから休憩してでも連絡して、おしゃべりしていかどうかというような、この今、2時もなりますから、休憩してでもですね。そして、私もまた質疑を続けたいと思いますので、その辺の取り計らいをお願いします。

○委員長（星喜美男君） 暫時休憩をいたします。

再開は2時15分といたします。

午後1時58分 休憩

午後2時15分 開議

○委員長（星喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） それでは、休憩前にお話しになった件について、今、休憩間にご本人に連絡がとれましたので。それで、こういう議会からの要請があったということでお話を申し上げましたところ、まずもって電話は個人所有の携帯であるということが一つ。それから、電話については、いろいろ我々としてご説明申し上げてなかなかご理解いただけないということで、ご本人から直接確認をしたいというご意見もあるのでということで事情をお話ししまして、山中氏の携帯電話番号をお話することについてはご理解いただきましたので、今、お話し申し上げますので、メモしてください。090-2440-7180。もう一度申し上げます。090-2440-7180でございます。

石川取締役の電話番号につきましては、残念ながら教えていただけませんでした。

いや、ですから、私は連絡とれる情報は持っておりませんので。

それで、今、三浦委員、いろいろご懸念をお持ちでございますけれども、私、何回もお話しているように、町の契約上の手続について一部不十分であったことは反省してございますけれども、もとより何回もご説明申し上げているわけでございますけれども、すべての契約において、双方、やはり対等な立場で契約をしているわけでございますので、これまで相手方にとっても余り失礼のない中で正しくご説明を申し上げてきたつもりでございますので、いろいろその他ご懸念の点については、山中氏等からさらに詳しくですね。私どもとすれば、これ以上ご説明するようなものは特にございませんので、確認をしていただきたいというように思います。

○委員長（星喜美男君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 ようやく山中さんの電話番号を知ることができましたし、残念ながら、一番肝

心かなめの社長さんの居所もわからなければ、登記簿謄本には名義変更がなされていないということは、実際にはその近辺におられるのではないかなというのが推測ですけれども、推測にしか過ぎませんけれども、いるんだろうと思うんですが、ただ、残念なのが、町が契約する会社の代表取締役とお会いしたことがないということが果たしていかなものかなと。できれば都合悪くて来られないのであれば、電話のやりとりで確認ということになるんでしょうけれども、それもできないということですね。

それから、印鑑証明、それから委任状の関係も、一日も早くとって、そして、再契約といいますか新たな契約を結ばなければならないのではないかなと思うので、一日も早くやった方がいいと思いますよ。

先ほどの副町長のお話ですと、8月8日にさかのぼった委任状というような話をされたと思うんですが、それはできるんでしょうか。その辺、確認ですけれども。

○委員長（星喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 私、さっき8月8日付ということで委任状、本来、当日ご提出をいただければより十分な環境が整ったということでございますけれども、そういうことで、事務手続き上に不十分さがあったということについては反省をした上で、それを補完する形で8月8日付の委任状を改めて提出をいただくということにしてございますので、それが合法的なのかどうかについては、当方についてもしかるべきところから確認をしたいというように思います。

○委員長（星喜美男君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 委任状、要するに、印鑑証明を取るということは、その委任状の印鑑が本物かどうかという証明するものなんですよね。印鑑証明は多分きょうかあすとるでしょう。これからでしょうから。それで委任状を作成するわけですよね。それを8月8日というさかのぼった日付にするということはどうなのかな、法的に。私は、きょう印鑑証明をとったならば、きょうの日付で委任状を出して、それをもとに契約書を作成ということになるのではないかなと思うんですが、どうなんでしょうかね。

○委員長（星喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） ですから、その辺については当方でしかるべきところから照会をして確認をしたいというふうに思います。

○委員長（星喜美男君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 ここでお互いに法律家でもないから、論じたってしょうがないんですが、私は

できないというふうに思います。

例えば、当てはまるかどうか、免許証の不携帯でつかまってしまって、今、免許証持ってくるから待ってと、それは時間をさかのぼることでできますかね。それはあくまでも不携帯ということで罪に問われるんですからね。それはできないと思いますよ。それは、今度はそれができるかできないかと論争になって係争になった場合、これも時間もかかりますけれどもね。やはり、客観的なものの考え方でやっていただきたい。客観的なものの考え方でね。主観的でなく客観的。だれが考えてもおかしくないよというようなやり方が、やはり大事だと思いますよ、町のやり方としては。そこをよろしくお願いします。

以上、終わります。

○委員長（星喜美男君） ほかに。山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 先ほど、前者が質問しておりましたが、間があきまして、私も手を挙げてしまいました。ちょっと邪魔をしたような形で申しわけありませんでした。

この116ページの使用料及び賃借料に出てきます国有林、前者も伺っておりましたこの件がありますが、私も関連をしまして、この1点をお伺いします。

過日、この国有林の土地利用ということで、いろいろ質問され、お答えをいただきましたが、このゴルフ場の跡地よりもこの国有林の有効活用、土地利用がよかろうということで、後日、この地区の説明会、アンケート等も含め、説明会を設けてはという三浦委員のお伺いでした。

この国有林は、南三陸町1,700ヘクタールということですが、沿岸に沿いまして被災を被った地域、大変ございますね。その沿岸に沿った国有林ですが、この土地利用としてすべてが条件がいいということとは言えないでしょうけれども、どのくらいの面積になるか。その辺を、沿岸に沿ったこの…、例えば、ゴルフ場のかわりに、跡地に、土地利用せず国有林を利用してはというお話でありましたが、例えば、沿岸に、こちらで言ったら戸倉の神割崎から沿岸に沿ってどのくらいの面積があるか。わからないかな。

といいますのは、この土地利用、新聞等を見まして、できるならすべてを利用できるわけではないが、いかなものだろうというような声もあったわけです。その点を伺いたいと思うんですが、どうでしょう。

○委員長（星喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） それでは、お答え申し上げたいと思います。

国有林全体で1,734ヘクタールというふうなことでございますけれども、沿岸部につきまし

ては、調べた限りにおきましては、近接するような場所ではないというふうなこと。具体的に、ちょっと見づらいかと思うんですけども、戸倉地区と入谷地区2カ所というふうなことで、合計で3カ所あるわけでございますけれども、若干山手の方に入った段階での配置というふうなことでございますので、沿岸部というふうな条件ではございませんということでございます。

○委員長（星喜美男君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 参事、それでは、歌津の方もそのような条件に沿ったところというのはありませんでしたか。地域をくまなく歩いているつもりですが、その認識に欠けているところもありまして、どうでしょうね。わかっている範囲でお答えいただきたい。

○委員長（星喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） 歌津地区に関しましても、前任の方にちょっと確認したところが、海岸近接ではないというふうなことで、ご報告いたします。

○委員長（星喜美男君） ほかに。ないようでありますので、5款農林水産費の質疑を終わります。

小山委員と山内昇一委員が着席しております。

次に、第6款商工費、123ページから132ページの質疑を行います。ございませんか。千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 商工費全体の中でいろんな問題が震災によって発生していると思います。そういった中から、シルバー人材センターの今後、町としてのシルバー人材センターとの関係とか、今後どうなるのか。その辺、お聞かせください。

あと、高卒者雇用促進奨励金、これ10万円から30万円にふやして、町では大きな支出となり、高卒者の支援ということで役立ったと思いますが、今後、被災して、志津川高校が復活して、今、こっち始まっていますが、その辺の就職支援ということで、この辺の制度、平成22年度と比べ平成23年度はどうなるのか、お願いします。

あと、ふるさと雇用とか緊急雇用事業とか、いろいろ雇用促進ということでいろんな町の方で雇用の事業としてたくさんやっていますが、これは98名ということで附表の方にありますが、その辺の結果ですね。結局、平成23年度終わってこういった数を雇用して、どういった結果になったか。その3点、お聞かせください。

○委員長（星喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） まず、シルバー人材センターの関係でございますが、シルバー

人材センター、現状は休止状態だということで、関係者の方から報告されています。休止状態というのはどういうものかと。解散はしていないということで、形としてはあるんでしょうけれども、なぜ休止にしているかという、こういう被災状況でシルバー人材センターとして貢献できるサービスが今受注できる状態にはないからということで、ただ、いずれの時か、町が復興した暁には、また再稼働したいという、そういうような意向は持っているようですが、現状では休止状態という形だそうです。

それから、2番目の高卒者の就職状況でございますが、実は、ハローワークの方とも頭を抱えていることがありまして、高卒者を含めて、この9月から高校卒業者の就職希望者の就職試験が解禁されておりますけれども、求人が例年を比べると1割から2割ぐらいしかないというんですね。この管内なんですけれども。それは、背景といたしましては、企業の方が、この管内の企業の方が震災の関係で事業所、企業がかなりやられているというのが大きな原因なんですけれども、それで、各地元の学校だけでなく、高卒者に関しましては、地元への採用というのはなかなか難しい状況ではなかろうかなと思いますし、私が直接高校に聞いたわけでないですけれども、ハローワークの方からは例年と違って、できれば地元ならず県内もしくは県外でもかなり全体でも厳しいんだそうでした、その辺のところは頭が痛い状況だということで、今のところは推移しております。

それから、緊急雇用関係でございますが、昨年度の雇用状況はこのような形で附表の方に記載されてございますけれども、86ページから88ページの中段あたりまで。これが震災前、震災前でありますけれども、国全体での経済状況から考えまして、雇用情勢が芳しくないということで国の方が打ち出しました雇用対策がこの状況でした。これでもって緊急雇用の中身にもいろいろありまして、先ほども申し上げましたけれども、町が直接雇用するケースだとかあるいは企業だとか団体の方、そちらの方で雇用していただくケースだとか、それによって雇用期間も最高で3年間という、そういうような長きにわたる部分もあります。その3年間の雇用期間のうちに、最初のうちは臨時職員だったんですけれども、能力あるいはやる気によって正規職員にさせていただければというのが本当のねらいなんですけれども、それでやられているのが実情でございます、この中から何人が正規職員に採用されたかというところまでは、私どもの方では把握できかねております。

ことしの分と比べますと、ことしはそれに震災対応ということが加わりましたので、その分がかなり人数が多くなっているというところでございます。

緊急雇用対策としては、本筋の部分に関しては、昨年度、一昨年度から出ているのと本質は

変わってはおりません。

以上でございます。

○委員長（星喜美男君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 私もシルバー人材センターに入会している会員の方と話をしました。やはり、課長の話すとおり、今、シルバー人材センターの方の力を借りる場所がないと、そういった話をよく聞きます。できる仕事に限られて、また被災して働く場所がない。それはわかりました。

ただ、海関係が今後進むということ、あとシロザケ関係ですか、そういった形の中で、志津川地区の加工業者の方にシルバー人材センターの方から多くの方が行っていたと。海がわかる人なので魚の扱いもよかったと。そういったこともあるので、すぐは無理でしょうけれども、今後に向けたシルバー人材センターへの復活と、高齢化社会にこれからなってきます。そういった人たちが少しでもお金を得る場所としてシルバー人材センター、今後も再建と復活と支援、そっちの方を町にはお願いしたいと思います。

あと高卒者、これもテレビ報道で毎日のようにやっていますが、志津川高校は毎年100%に近い就職率ということでしたが、なかなか東日本沿岸、すべての水産業がだめで、とにかく海を続けたいという子どもたちも、気仙沼高校なんかは大体半分ぐらいがもう地元就職だったのが、地元の水産業が壊滅ということで、もう就職の場に先生方も悩んでおられる状況の中で、今、佐沼の方に志津川から多くの事業所がそちらの方で展開して、頑張らなければいけないということでやっています。そういった南三陸町に所在地を置く事業所が、他市でやっています。そういった形の場所への就職に関しても、こういった制度はぜひ活用してもらって、高卒の子どもたちですか、これを助けてほしいと思います。

高卒の子どもたちが1年間、例えば、専門学校、国からの、こういった時期ですので支援金とかあるとは思いますが、すぐ働いて親を助けたいとか、こういった状況なので、そういった子どもたちが多いと思うんです。そういった子どもたちの就職のためにも、町はできることの最大限をできればしてほしいと思います。そういった形のことで、それが何か町として可能な高卒者支援ができるのか。その辺もう一度お聞かせください。

あと、緊急雇用の件なんです、この緊急雇用には98人、そして、事業としては40事業がありました。そして、9事業が観光関係、観光立町ということで町長が常々言っていましたが、この9事業に関してはすべてが流出とか事業ストップ、そういった状況になっています。そういった中で、南三陸町として、南三陸観光協会、こっちの支援を今後どのような

形、今はすぐは無理でしょうけれども、1年後、2年後、3年後、こういった観光協会、商工会、支援とかかわりを持っていくのか、その辺をお聞かせください。

○委員長（星喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） まず、シルバー人材センターに関しては、委員がおっしゃったように、これまではシルバー人材センターの方に事業所の方から何人ほしんだとかということでお願いしておったんですが、それが今、休止状態ということで、これはなかなか今年度はかなうことではないんですが、委員がおっしゃったように、業者によってはそういう方々、特に熟練の技を持っている方々とかにつきましては、シルバー人材センターという組織を通じてでなくても、こちらにおられる方々には個人レベルで仕事をお願いしていただければなというような、そういう希望は持っております。どれぐらいの仕事が出るのかはまだ未知数でございますけれども。

それから、新規高卒者に関しましては、委員がおっしゃるように、確かに当町にあった事業所がほかのところに行っている。それはそれでそちらで一生懸命やっておられるから、それはもちろんいいことなんですけれども、できれば、それでもそちらの方で従業員を採用する際には私どもの方から、私どもの方の高校生を採用していただければなというような希望なんですけれども、今、町の方で持っております支援策としては、新規高卒者を採用した場合には、町内で採用する場合にはこれぐらいの補助をしますよというのが、この町内に限ってのことなものですから、それが一気にそのほかのところまでというのはなかなかこれは現時点では難しいのかなと、こういうような感じがいたしております。

それから、3点目の雇用創出の関係で、観光協会の方ですね。一般社団法人としての、いわゆる法人格を持った観光協会は、これも今年度は休止状態にあります。法人としての観光協会はですね。法人じゃなくて、法人格を得る前の任意団体としての観光協会ですね。そちらの方には何人かを緊急雇用策として雇用いたしまして、例えば、今やっているのがいろんなクラフト的なものを製作するだとかあるいはこちらで情報発信というか、ボランティアの方々がいろいろ来ていただいていますので、そちらの方にただ来て帰っていただくだけではなくて、そちらの方の、すべてではないですけども、その団体の方々の方の連絡先をお聞きしまして、それで、帰られた後に、代表の方とかに、今現在はこういうような復興状態になっていましたとかという、そういうお便りを出すとか、あるいは、震災前もやっておったことなんですけれども、タコの文鎮だとか、それから震災後は大漁旗を使った帽子ですね。それらをインターネットでもって販売するような、そういうような活動に、今現在、観光協

会として4名の方を緊急雇用として雇用しながらやっております。何と言いますか、法人格を持った観光協会ではないものですから、現在のところはそれぐらいが今のところは手いっぱいなのかなと、そう考えております。

○委員長（星喜美男君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 高齢者雇用は、もう本気で考えていかないと、志津川の町はどんどん人口が減っていて、若者が少なくなるというような方向に私は進んでいると思います。そういった中で、まだまだ60歳定年で65歳年金をもらい、75歳、まだまだ現役ばりばりでやれています。元気です。そういった人のためにも、シルバー人材センターが今までそういった受け皿としてやってきましたが、町としても、そういった高齢者の働く場の創出とか、その辺、今後取り組んでいってほしいと思います。

あと高卒者の件ですが、志津川の事業所は、佐沼に工場を建てても基本的には登記上は多分南三陸町にあると思うんです。そして、佐沼支店とか営業所なので、ここの南三陸町に所在を置いている事業所だったらその対象になると思うので、そういった高卒の人がとりあえず志津川の既存していた会社に就職した場合の30万円の補助、就職した会社に、その辺はできるのかなと思いますので、その辺、町としても緩和策とかいろんな方策でもってやってほしいと思います。

あと観光ですが、町長が常々南三陸町は観光ということで、津波の町ということで防災を通じた観光ということでやってきましたが、今、復興に向けて歩んでいる時なんです、少しづつでも町長の考えの中では観光、これからもそれを含めたまちづくりに取り組んでいくのか。とりあえず、今は被災後で、まだそっちの方向には進んでいないと言っていますが、刻々と時間はたっています。今からでも町長がまだまだ観光立町を求めるのであれば、今の今後の方向、町の観光としての方向性、町長の話をお聞かせください。

○委員長（星喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご案内のとおりのお話でございまして、基本的にはこういった大震災ということで観光という分野につきましても休止をせざるを得ないのかなというふうな、3月時点ではそういう思いでいました。しかしながら、月日がたってまいりまして、観光という見方の切り口というものを変えなければいけないなというふうに思っております。

といいますのも、ご案内のとおり、この震災で大変たくさんボランティアの皆さんにおいでをいただきました。ある意味、あとは高校あるいは大学の皆さんにおいては防災教育という観点で当町に訪れをいただいております。そういった方々においでをいただくというこ

とも一つの観光としての切り口になるんだらうというふうに私は思っております。そういう意味では、従来、震災前の観光の姿を取り戻すのは多分しばらく時間がかかるだらうというふうに思います。しかしながら、今言ったような、そういう観点の中での観光のあり方ということについては、十分展開はしていくことが可能だらうというふうに思っております。

先ほどの資産関係のご質問の折に、活用センターの話をしておりましたね。その際に、いわゆるこれまでそういった活用センターで勉強してきた方々、こういった震災の後にまた新しいかかわりを持つだらうというふうなお話をいただきました。まさしくそのとおりでございまして、実は、今回、この災害だったんですが、慶應志木高校という学校がございまして。ここは毎年、活用センターで研究を重ねてまいりました。その流れの中で、今回、慶應義塾大学、もう8月ほぼ1カ月にわたって、多分1週間ぐらいだと思っておりますが、第7陣か第8陣ぐらいに分けて当町のボランティアで大勢の方々においでをいただきました。これも、とりもなおさず活用センターでそういった研究をした子どもたちあるいはその親たち、あるいはその先輩たちが、こういった我々が高校時代にお世話になった南三陸を応援しようという、そういう流れの中でおいでをいただきました。これも一つの観光だらうというふうに思っております。そういった観点で、先ほど3月の時点ではという思いがありましたが、いずれそういう形の中での観光のあり方というものを模索をしていきたいというふうに思います。現実には、今たくさんの皆さんにおいでをいただいております。

それから、合わせて、平成25年にデスティネーションキャンペーンが宮城県で予定をされております。来年度、平成24年にはプレのデスティネーションキャンペーンも展開されます。その中で、被災を受けた南三陸町がどうかかわっていくことができるのか、これは県あるいは旅行会社の方々といろんな相談をしながら進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（星喜美男君） 千葉伸孝委員。

○千葉伸孝委員 さっきの活用センターの話で、町長のそういった話を聞ければ最高だったと思います。

あと観光に関してなんですが、先ほども話しましたが、今回、大災害を受けて、南三陸町は本当にどん底に突き落とされました。そういった中で、今後、やはり、被災前にかかわった人たちがこういった形で助けてくれると。やはり、それは本当にうれしいことだと思うんですよ。そういった意味合いも込めて、今後、町長が町の復興に観光をどう絡めていくのかというような話で、今までの観点を変えて、別な形で観光に結びつけるというような話をされ

ました。

ただ、今までは、やはり、町長の考えは自然、こういった災害を甘く見ていたというような形に私は常々思っています。観光とこのチリ地震津波を結びつけることで人を呼ぶみたいな形の意に私は今までとってきました。やはり、そういった方向性ではだめだということが今回証明されたと思います。

ですから、今後、観光に向けるにしても、南三陸町の復興の姿を観光にぜひ結びつけてほしい。そして、この悲惨な姿は絶対に観光に活用しては、私はいけないと思います。そういった意味合いでの防災センター。あと悲惨な場所を残す、そこで何か家族にとってはもう悲劇的な耐えられないことがあった場所を残すとか、そういったことではなくて、やはり、新しく復興した南三陸町のすばらしさを見せるための観光でもって今後は進めてほしいと思います。これが私の町長に対してのお願いです。終わります。

○委員長（星喜美男君） ほかに。阿部 建委員。

○阿部 建委員 124ページの商工費の不用額が1,887万円という大金が不用額として計上されているわけですが、これらの内容について、主なるものが何であったのか説明をお願いしたいと思います。

それから、第2点目であります。

19節負担金補助及び交付金の中で、企業支援補助金として229万円、これは附表を見ると1件のようですが、その後、この事業をされた方がどのような内容であるのか、その後の経営内容等についてどのような事業でどのような発展をなされているのか、その割に発展していないのか、説明できるのであればお名前までお願いしたいと、こういうふうに思います。

それから、同じ科目ですけれども、融資保証料の補給金、上の方になりますが、これが453万円。これについて、これもまた附表に載っているわけですが、これらは4件ですか。この内容がわかりませんので、会社なのか個人なのか、どなたでもどういう企業でもどういう商売でも業種でも、幾らまで貸せるのか。その辺をお伺いしたい。

それから、第3番目、やはりシルバー、これは16節シルバー人材センターであります。前者もいろいろと伺ったようではありますが、現在は休止しているんだと。そういうような中であれば、これはすべてに当てはまるものでありますが、この災害はだれも予想したものではありません。3.11に起きたわけですが、予算議会が、何度も言いますが、終了しております。予算が成立しておる中で災害でありますので、これらの見直し等は必要になってくるんだろうと思いますが、特にどの点がどのようにどのような考え方で進もうとしているの

か、この補助、それから負担金関係について説明を願います。3番目。

それから、4番目、130ページ。14節です。敷地借り上げ料が514万4,000円、これはどこのことを指している、この災害によってこれらが変わりがないのかあるのか。その辺、5点ぐらいですか。まずもってその辺の説明を願います。

○委員長（星喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） まず、商工費の中で不用額が結構あるということで、大きなものは何かということなんですけれども、商工振興費の中で126ページの方に19節分担金補助及び交付金のところが結構大きいんですけれども、この中で結構大きな補助金だとか負担金を出しておりますけれども、中には事業費に対して幾らという補助金の出し方をしておりますので、特に一番、商店街にぎわいづくり戦略事業補助金だとか、これは商工会が事業主体になって事業所に端末機だとかの整備等行ったものだそうですが、これが当初の事業規模よりも結果として余り多くなかったような、ですから、それに対する補助額もかなり減ったという、そういうような内容のようでございます。

あとそれから、漁港背後地の企業立地促進奨励金だとかも結構そういう事業所があるだろうと、そう見込んで予算をとっておったんですけれども、結果としてそれほどでなかったということで、この辺が不用額として出たような状態のようでございます。

それから、同じく126ページの企業支援金ですね。これは、附表の84ページに（5）に記載してございますが、具体的には1件でございまして、自動車部品を製作する山内製作所というところだそうございまして、入谷地区にあるんだそうです。この会社のその後の業績がいか悪いかと言われても、悪いとも…それが、その具体的な営業状態そのものに関して、私も申しわけございませんが、そこまで具体的に把握しておりませんで、何とも言いかねるところでございます。

それから、もう一つ、同じく126ページの19節に融資保証料の補給金でございまして、これが中小企業振興資金あっせん料の関係でございまして、この補給金に関しましては、資料をちょっと探しかねていまして、申しわけございません。ここは、この保証料に関しましては、件数としては今現在89件に信用保証しておるんだそうなんです、今その資料ちょっと探しております。ちょっと待ってください。すみません。ちょっとだけお待ちください。申しわけございません。コピーしてきたのがごちゃごちゃになって…貸付の限度額は1,000万円ということで（「業種は何でもいいんですか」の声あり）業種に関しては、特に風俗営業とかでない限りはいいということになっております。

それから、次に、シルバー人材センターとかあるいはその予算がついておりますけれども、これは休止状態なものですから、運営費補助等に関しましては、これは見直ししようと考えておりますが、しかるべき時というか、この次あたりの時に、その補助金に関しましては減額補正しようとして、そう考えております。このほかにもあるかと思っておりますので、まとめてやろうかと考えております。

それから、敷地借り上げ料の関係ですけれども、これに関しましては、神割崎のキャンプ場等が主なものですから、今後、この災害を受けまして、その敷地借り上げが変更になるかという点、ほとんど変更はないものと、こう考えております。

以上でございます。

○委員長（星喜美男君） 阿部 建委員。

○阿部 建委員 不用額の主なるものは、予算額よりも縮小されたものもあるんだというような、特にそのにぎわいづくりですか、それは縮小したという説明ですけれども、その点はわかりました。

それから、立地、企業支援補助金ね、山内製作所さん、やはり、1件に対して221万3,000円という大金を補助金にしている。補助をすればいいんだというものではないんですよ。補助した企業が、団体が、補助効果を聞いているんですから。それが、今なぞったかわからないとか、やっているんだかやっていないんだかわからないとか、そういうことじゃないでしょう。やはり、当たり前なんです。決算の時にこういうことを聞くのは。補助効果を私は聞いているんですから。後日、調べて、できればその企業の会計あたりは、貸借対照表、そういうものも出すんですよ。官報に公表することになっているんですから。

それから、シルバー人材センターにつきましては、そういうことの方がいいだろうと。何もしない企業に大金補助したからそれもなぞなっているかわからないとか、そのままにしているというわけには、これははっきりしていますよね。やめているという。これは補助を変換する。

すべて補助の見直しが今回は必要になるんです。たまげるようなことが出たと言った、この前はね。本当にたまげるようなことが出たから、たまげるような予算の見直しをしてください。そうでないと、予算の適正な使い方にはならないと思います。もう一度お伺いしますが、山内製作所、成功していればいいんですけれども、せっかく補助したものが、いっぱいあるんですよ、世の中に。補助を貰おうと思ってやる会社もいっぱいあるんですから。その会社がどうだろうな、うまくやっているのかなと、そういうことはあなたじゃなくても部下

でいいんですから。あなたは威張って座っていて、みんなに用を言いつけていい立場なんですよ。そういうことをよく考えて、それらもう一度答弁をいただきたいと思います。

○委員長（星喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 失礼いたしました。私、その支援した企業の、委員が聞かれたことに少し逸脱してしまっていて、経営状況がいいのか悪いのか、そういうあれをしてしまいましたので、申しわけありません。

この会社は、経営状況、懐状況までは詳しくわからないですけれども、その後順調に経営は続けております。すみません、勘違いしてしまいました。

あと、それから、その補助金等に関しましては、先ほども申しましたけれども、これらも含めまして、当初予算の時とは状況が違いますので、改めて全部見直しをかけたいと、こう考えております。

○委員長（星喜美男君） ほかにございませんでしょうか。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 前者も質問されたようでございますが、126ページの漁港の背後地企業立地促進奨励金ですか、この辺は予測していたんですけども、余りないために不用額がふえたというような課長の答弁でございますが、これはどういうものなのか。

それから、この下の対策事業ですね、商工物産。これは1,016万円行っているんですけども、これはどのように使われているのか。

それから、その次の下のにぎわいづくり戦略、さっき商工会への補助というような説明であったのではなかろうかと思いますが、商工会の下、満額この金額が補助で行っているんですか。それともまたそのほかにも何か使っているのかどうか。とりあえずそこを3点。

○委員長（星喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 漁港背後地の企業立地促進奨励金の関係でございますけれども、これは志津川漁港の施設用地、それと波伝谷漁港の用地に事業所を設置する企業に対していろいろ補助するという事なんですけれども、従業員を確保した場合、その方に関しての補助と、それが今の雇用奨励金です。それから、その立地に関する奨励金と、あと緑化の奨励金とおおむね三つに分かれておりますが、順番はあれなんですけれども、例えば、事業所をつくりましてその事業所の回りを緑化のための工事をした場合、その経費の一部を補助するという、それがその緑化奨励金になります。それから、事業所の敷地を取得した場合でございますが、これに関しましては、取得額の10%を補助すると。それから、雇用に関しましては、営業開始後1年以上引き続き雇用されている地元従業員、この方1人に対

して10万円を補助するという、そういうような内容でございます。

それから、次に商工物産に関する補助金でございますが、これに関しましては、いわゆる商工団体等に補助するという内容で、その団体というのは商工会及びその下部組織、それから、南三陸町の物産振興連絡協議会という組織がございますが、この団体が事業したいろんなイベントですとか、この地元でもありますし、ほかに行って物販する場合とかもございませう。あるいはそういう団体が、技術開発だとか技術経営あるいは経営改善のためにいろんな講演会だとかそういうイベントをした場合に補助するという、そういう内容でございます。

それから、商店街にぎわいづくり戦略事業費補助金、これは商工会そのものというよりも商工会が事業主体になって、その商工会の傘下にある、商工会に加盟している事業所の方でパソコンの端末だとかを整備した事業だそうございまして、これの端末機の整備等に関しまして、その経費の一部を補助したという、そういう内容だそうございませう。

○委員長（星喜美男君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 課長、大分混乱しているようだから、詳しくは後で聞きますから。

ただ一つね、この背後地の促進奨励金、これは志津川と波伝谷というようなことなんだけれども、これはほかの地区、ほかの漁港はないんですか、これは。

○委員長（星喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 今現時点での条例では、南三陸町漁港施設用地に係る企業立地促進の関係の条例では、志津川漁港と波伝谷漁港という、その2カ所になっております。

○委員長（星喜美男君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 それは県とか国の、何と云うか制約というか、そういうものがあるんでしょから、これは町で変えることはできるわけ、制約を。もしそういうことができるのであれば、これから漁港の集約化がうたわれているわけなんだけれども、集約というのは、我々から解釈すれば集約という文字がずっと一人歩きしてきて、漁港が十あれば五つに減るのかなというような、そういうとらえ方ばかりしてきたんだけれども、先月ですか、今月、県の方との意見交換の場で聞きただしたところ、施設、漁港の機能、その集約だというような説明、部長の方からそういうような説明があったんですよ。であれば、これから、やはり背後地とかそういうものをいろいろ使っていくのではないかなと、そう思うので、もう少し、波伝谷とか志津川にだけこだわらないで、直すことができるのであれば幅広く、三陸町を集約された港の背後地について適用になるような進め方をしてもらえればいいかなと、そう思います。

それから、126ページの、これも委託料ですね。13節女性が彩る観光まちづくり推進委託料というのは、これはどういう中身なのか、これが一つ。

それから、132ページの、これも委託料ですね。13節の中でサケのふ化飼育技術者育成事業という、こういうのを委託されているところがあるんですが、これはどのような事業内容なのか、ここをお願いします。

○委員長（星喜美男君） 遠藤副町長。

○副町長（遠藤健治君） 今、担当課長が資料を調べておる間に、ちょっと前段の説明で、若干産業振興課長がちょっと慌てて資料が見えない中で答弁したようですけれども、その漁港背後地の企業立地奨励金の関係、ちょっと経過、ご説明を改めてしておきたいと思っておりますけれども、実は、志津川漁港と波伝谷漁港、ご存じのように、前面側は県有地でございます、背後地は町有地ということで、町側の造成経費をもって造成した土地でございます。

これを各企業の方に分譲してございます。その部分については、一応、当時、土地開発公社で借り入れ等やっておったんですけれども、それも返済しまして、その以後に分譲した代金等については、この決算附表の3ページにもあるんでございますけれども、漁港施設用地環境整備基金ということで、そこに基金用として保有しながら企業立地の促進を図ろうということをつくった制度でございまして、当該用地に取得をした場合への支援あるいは取得ならずそこに工場を立地した場合のそういった経費について一定の率で支援をしようということで、とはいえ波伝谷については残念ながら現時点では分譲もそうでございますし、企業そのものの立地が進んでおりませんが、趣旨としては、そういう形をつくった制度だということについては1点、ご理解をいただきたいと。

その上で、高橋委員がお話の、今後、漁港の拠点あるいは集積漁港の背後地の活用等についての部分については、これはまた別途検討すべきことかなということで、若干補足説明をさせていただきます。

○委員長（星喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） 128ページの4目委託料で女性が彩る観光まちづくり推進委託料というのは、女性の視点で観光客を呼び込もうということで、昨年の秋、今ころの時期なんですけれども、町の中にきりこを、きりこというのは紙細工ですね。あれを張って、昔からこの地域では神棚だとかいろんなところにそういうきりこ、その紙の細工を張って伝統文化していたんですよという、そのことと、それから、特に女性を中心とした観光客がお見えになった時に、町中の民家等を借りてそこでオープンカフェを開いたとか、そういうような

事業で、女性の視点から、主に女性の観光客を呼び込もうという、そういうような事業をした内容でございます。

それから、132ページの方の緊急雇用創出事業の中の委託料で、サケふ化飼育技術者育成事業委託料というのは、これは具体的にどこに委託したかと申しますと、志津川淡水漁協でございます。ここで、いわゆるサケの稚魚をふ化放流するための技術者というか担当者ですね。その技術を習得していただいて、それでそのサケふ化事業をやってもらおうということで、淡水漁協の職員という、そういう形になります。

以上です。

○委員長（星喜美男君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 その背後地、最初のことは了解をいたしました。いわゆる、町が扱ったものに対しては大いにそこを利用してくださいと。そのためには出しますよというような、そういうことでしょうか。

それから、女性が彩るというのは、もう少し何か、女性が彩ると言ったから、もう少し華やかなものかなと思ってイメージしていたんですが、きりこですか。わかりました。

それから、サケですね。このサケの飼育技術者、これは何人ぐらい育てるというか、ただ委託するだけなの、そこに。そういう技術を取得するために勉強させるというか、その技術取得のために技術者を、例えば5人育てるとか10人育てていくとか、そういうような考え方はないんですね、これ。ただふ化するためにそこに委託すると、頼むと、そういうことなんですね。結局、そうすると毎年頼むということになるわけだ、これは。

○委員長（星喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） おおむね、委員がおっしゃったとおりなんですけれども、毎年というか、たまたまその前までは淡水漁協の臨時職員がおったんですけれども、切りかわったんだそうです。そして、その技術等を、対象は1人の職員ですけれども、それで新たにその職員にそういうふ化放流の技術的なものを覚えてもらって、それでその後、淡水漁協の事務をやってもらおうということで、今現在もその職員は淡水漁協の職員として働いております。そのための研修みたいな形だったんです。

○委員長（星喜美男君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 なるほど。そうすると、淡水組合の職員に対してのその場でやってもらうために出したと、そういうことなんですね。じゃこれからその方がかわっていかない限りはその方が担当してやっていくと、そういうことになるんでしょう。

とにかく、サケも帰ってきて何日かなるわけだから、これからますます大事なこれは事業になるわけだから、より一層技術をみがいてもらって、頭のいいサケをどんどんつくってもらって、真っすぐ帰ってくるようなサケばかりつくっていただくよう、ひとつよろしくお願ひします。

○委員長（星喜美男君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 まず、シルバー人材ということで、先ほど来、お話を聞いておりますけれども、これは休止状態であると。これは震災のためにということになるかと思うんですけども、そうしますと、いつごろ復活するのかということになってくるんですね。そのための町の指導というか、取り組みと申しますか、どのような考えでおられるのか。やはり、一日も早く復活させなければならないのではないかなというふうには思っています。それに対する町の考え方、取り組み方、いかがなっているのかですね。

それから、観光協会、法人の部分も休止だということですがけれども、これはなぜなんでしょうね。せっかくこれから復興に向けて観光事業というのも大事なものがあつたわけでありまふ。今こそ立ち上がつてやらなければならないのになぜやめるのかですね。やめるというか、休むのか。お金もらえなくなるからやつていられないということになつたんでしょうかね。その辺がどうもお金ほしさにつুকつた団体みたいですね。町からとか県からとか、そういった補助金を充て事にして、それを使うための団体でなかつたのかなと。今になってみるとそんな感じしますね。

この観光協会、役員名簿はどなたになつてゐるんですか。役場の担当で職員の中に入つてゐる方はゐるんですか。どうなつてゐるんですか。

それからおさかな通り、これまでおさかな通り、おさかな通りつて、いろいろな資金、お金、経費いっぱいかけてやつてきた。一瞬にして流されてなくなつてしまつた。全く効果が今になつてくるとなし。ゼロ。今まで幾らぐらいこのおさかな通りにかけてきたんでしょうね。おおよそでいいから金額をはじき出せませんか。

それから、街なか交流館、あそこは津波危ないからあそこではだめだよと再三にわたつて話をしたんですけども、あそこでなくてわかんない、わかんないと、やつてどうですか。さっぱり人の話聞かないもんだもの。何一つとしていい結果が生まれたことあるでしょうかね。全然無視してやつたからこういう結果になつてゐるんです。街なか交流館。もっともつと別なところに建てれば残つたかもしれない。あの時言つたんです。津波危ないよつて。大丈夫、大丈夫と。結果は、流されて影も形もない。本当にみんな失政、失敗。この町に、町

民に多大なる損害を与えた責任というのは大きいですよ。どう思っているんですか。自然がやったから仕方ないんだということで、あっけらかんとして寝ているんですか。私だったら眠れませんよ。申しわけなくて。ここにもいられません。

それから、先ほど観光に対する視点というか、考え方を考えていくという町長のお話で、こういう震災が起きたから、従来どおりのものの考え方ではなかなか難しいというのもわかるわけですが、この震災地を物珍しく見るために来る観光客の受け入れということの考え方なのかどうか、その辺の先ほどの話がどういう意味なのか。ということになると、これは余り片付け方しない方がいいのではないかなとか、長く長く皆さんの見せ物にするには片付けないでそのままにしておく方がいいのではないですか。私はそう思いますよ。どういう観点で視点を変えていくという話だったんですかね。

それから、前者も話がありましたんですが、どうなんですか、新聞報道では防災塔、あそこを残すとか壊すとか、さまざま家族会とか遺族の方々から聞いて考えると何だかんだとわけのわからない話ばかり、あれだけ半年間も並べてきたんですが、結果的にはどのようにするんですか。さっぱりわけがわからない。こう語られればこう答えて、今度はこっちからこう来られればこっちからこう答えて、ペラペラッてその場その場で。一体本心はどこにあるのか。耳が痛いでしょう、こういうことを言われるの。言われないようにしてくださいよ。私も言いたくない。言いたくないんだけど、立場がありますので言わざるを得ないんです。

それから、観光というか、これに関連するんですが、いつも言うんですが、入湯税、平成22年度600万円ということで計上になりました。歳入になりました。従来から、元々の条例で定めた金額に戻すべきだということで、再三にわたって話はしてきているんですが、なかなか町長も総務課長も副町長も行って、交渉しているんでしょうね。しているんだけど、なかなか進まないということで、もう頼りになるのは産業振興課長だけなんですね。後の方は役に立ちません。何ぼ語ったってわからないもの。やらないもの。何ですかね。あなた、とにかく頑張って、元の額ぐらいに改正してもらうようにやってくださいよ。ほかの人では当てになりません。もう私も当てにしないことにした。全く役に立たない。もう新しくなられた課長さんに期待するほかしかないです。その課長の意気込みを聞かせてください。

○委員長（星喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） まず、シルバー人材センターの関係でございますが、実は、このシルバー人材センターも社団法人という法人格を有してまして、理事長からその理事さ

んたちがおられて、それで、震災後に仮にこれを、登記されていますから、これを解散するとなればまた解散の手続をとらなければならないんでしょうけれども、その手続をとらないで、今は休止という状態のようですが、いずれは、今の段階では町内で請け負えるようなそういう作業も少ないでしょうから、いずれはこれは必要になるかと思えますし、町の方で願う方としても必要になることが出てくるでしょうし、それから、そこで働くシルバーの会員の方々も働く場は必要になるのかなと思えますので、これは今はこういう状態ですから、きょう、あすにすぐにまた休止状態から再稼働状態まで行けるかどうかは別ですけども、休止状態なものですから、そちらの方の関係の方々とは連絡は絶やさないようにしておいて、いつの時点になるかはまた別にしまして、再結成ではなく再稼働のためのそういう機運はつくっていききたいと、こう考えますが、これも町の復興状況に合わせながらというのが一番妥当なのかなとは考えます。

それから、観光協会の関係ですけれども、観光協会に関しましても、今、休止状態ですが、委員がおっしゃるように、こういう時こそという、そういうような考えももちろんあると思います。ただ、休止状態ということに決めた時には震災後すぐだったでしょうから、この町内の状況を見ますと、観光客は恐らく来ないだろうなという、そういうような、その時点ではそういう判断をしたとは思いますが、その後、この半年間の中に一般観光客というわけではないですけども、観光目的ではないにしても、結構この町に外部からいろんな方々が、特に震災応援だとかあるいはボランティアの方々が入ってこられていまして、仮に一度ボランティアだとかでまちづくりとか町の復興に携わってくれた方々は、地元に戻られてもこの町のことを恐らく気にかけてくれるんだろうなとは思いますが、ですから、観光協会、今は休止状態ですけれども、その母体というか、その前段の任意の観光協会そのものは解散しないでありまして、私どもの方の課の方でその担当の職員がおりますので、そちらの方とも連携を密にしながら、いずれの時かというよりも、できればこの観光協会に関しましては、早目にまた動いていただけるように働きかけていきたいと思えますが、この観光協会の役員の中に町の職員がいるかということですけども、これは純粋に法人ですので、町の職員はだれもおりません。

それから、おさかな通りの関係ですけれども、おさかな通りでいろいろとイベントをしていただきましたけれども、商店街の有志の方々ですとかあるいは漁協がタイアップしてやっておられましたので、町としてはここに補助金を出したとかということではございませんでした。町として事業費の一部を出したとかということではございませんでした。

私の方からは以上でございますが、入湯税に関しては私の方ではちょっと難しいかと思うんですが、観光客ができるだけ多く来ていただければ、必然的に、お風呂に入っただければ、それも上がるのかなということで、観光の方に一生懸命力を入れたいと思います。

○委員長（星喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 観光の件に関してでございますが、今、課長お話ししましたように、復興に対してのお手伝いでたくさんのボランティアの方々がおいでになっていると。そういう形の中での観光のあり方ということで、私も同様の考え方で進めていきたいと思います。

防災庁舎の件に関しては、以前から言っているように、復興計画の委員会の皆さん、それから町民会議の皆さん、そういった中でどういうご意見が出るのか、それらを尊重したいというお話を従来からやっております、今回、復興計画の素案もできまして、やはり、そういった施設そのものについて、フラッシュバックも起こるということで、撤去した方がいいと、そういうご意見が多数を占めたということがございますので、そういった施設については撤去をした方がいいだろうというふうなことで話をさせていただいております。

○委員長（星喜美男君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 こういう震災が起きて、シルバー人材センター関係ね。従来のような仕事なくなると、ないというようなことで、今のところということではありますが、私も以前から言っているんですが、町からの何か、中には事務とれる方とか何かもいるわけですから、いつも草を刈ったりとか、ワカメの芯抜いたりとか、道路の砂利を上げるとか、そういう作業ばかりでなくて、やはり、町が出せる仕事というのはまだまだあるかと思うんですよ。そういう難しい事務ではなくても、簡単な事務のようなものはお願いできるのではないかとということで、私も以前から言ったことがあるんです。

今回は、やはり、復興に関してのそういった仕事なども多くあるわけですから、臨時職員とか、いろんな方々を今お願いしてあるいはボランティアの方々もお願いしてやられているんですが、そういったものの半分まで行かなくても、何割かはそういったシルバー人材センターの方に分けてやって、復興に関してもお手伝いできるものはしてもらおうというようなやり方も一つの方法かなという考えで、今お話をしているので、できるだけ早く復活してもらおうためにも、町としての仕事ということも考えてやらなければならないのではないかなと、そういうことも考えて今質問しています。

観光協会の方もですけども、任意の協会は残っているということですが、やはり、法人格と任意の団体の仕事というのはまた違うわけですから、そのいろんなサポート力を何とか

云々とかいろいろあるんですよね。そういった法人でやればね。だから、今だからこそ復興に向けて頑張ってもらわなければならないのではないかとということで質問しているわけなので、その辺のところもよく役員の方々、協会長さんの方にも話をして、いるかないか連絡とって確かめるだけではなく、やはり、町も観光協会の法人としてどういうふうにやったらいいのかということをお互いに話をして、町が手伝いできるものはしていくと、それもやはり復興の一つだと思うんですよね。災害時だからすべてやめる、やめる、やめるでは復興にならないので、あと解散しかないし、町も衰退終わりと、それではうまくないんだね、やはり。何ぼでも、一歩二歩でも進まなければならないということで、そういうこととお話をさせてもらっていますし、おさかな通りのイベント、いろんなことをやって、なかなかこんなおさかな通りという言葉が今度いつ出てくるのかなと、なかなか、もうこのままなくなってしまうのかなという感じもするし。場所を変えておさかな通りということも、イベントなんかも場所を変えてやることも大事かなと思いますし、その辺は、やはり、町の担当として考えていただきたいというふうに思います。

それから、街なか交流館、もったいないことに流されてしまいましたね。だから、あそこはだめだよ、だめだだめだと何度も言ったんですが、さっぱり言うこと聞かないから。それで見てください、このざま。何で一つとしてやっていいことって語られたことはないんですよ。終わってしまったから、今後は、よく議会の話を十分に取り入れて、あなた方の考え方でみんな失敗しているんですから反省をして、やはり、議員たちの話は間違いなかったと、やはり聞いておけばよかったと、今になって見るとそうなっているんですから、これからは十二分に私たちの意見を取り入れて、何をすることも相談して。我々、間違っただけは言っていないですから。本当にいいことばかり言っているんですよ。住民が納得するようなことばかり。あなた方は住民に納得できていない。結果が失敗しているんですから。そういうことで、これからは意見を聞いてやるように。わかりましたか。

それから、観光に対する考え方です。やはり、早く町長、その意見を聞くとか聞かないとかでなくて、あなたの判断であればよくない、置くことはないという判断で、早く解体してください。私は、町民の方々の半数以上がそう思っていると思いますよ。あそこの建物はよろしくね。何もそんな聞かなければやれないような事業ではないですよ、解体するには。私はそう思います。

それから、入湯税ですが、やはり、課長、そんな弱腰じゃだめでしょう。俺さ任せろと。行って掛け合ってくるから。さっぱり役に立たないから俺さ任せろと、そんな意気込みでない

と、この町の産業振興課長やってられませんよ。頑張ってください。期待しているんですから。どうですか、その辺。

○委員長（星喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（佐藤 通君） いろんなところに頑張らせていただくほかないですが、入湯税も含めまして、さっきも申しましたように、できるだけ多くの方に来ていただき風呂に入っただけがが一番かなと思いますので、その辺でお許してください。

○委員長（星喜美男君） よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 緊急雇用事業費の中で、131、132ページ。重点分野人材育成雇用創造事業費の中から不法投棄ごみ監視パトロール事業委託料、そしてまた、林業就業担い手育成事業委託料、戻りまして、緊急雇用創出事業の附表の中からお伺いをいたします。

86ページの緊急雇用創出事業、この3番にある不法投棄回収による環境整備事業、これは雇用者が4名、それから、次のページに行きまして、今申し上げた、不法投棄ごみ監視パトロール事業、これ6名ですね。失礼、地域人材育成…、その次に、88ページ、林業就業担い手育成事業、これ2名。この雇用創出ということで、雇用者数が載せられておりますが、町内歌津地区志津川地区といろいろあるかと思うんですが、そこら辺の方々のこの辺をお伺いしたいと思います。どのような採用をされておるのか。

○委員長（星喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） それでは、不法投棄物回収の関係でございまして、緊急雇用創出事業の方ですね。不法投棄物回収による環境整備事業。この事業につきましては、南三陸森林組合の方に事業を委託してございまして、平成22年9月25日から11月30日までの期間で、町内の道路、駐車エリア等の公共施設あるいは山林等の不法投棄、これらの廃棄物、これを回収しながら環境美化の推進に努めたということで、実際、作業に当たった延べ人員でございまして、報告を受けておりますのは77名ということで、回収したごみの量が軽トラ69台分で7,350キロという報告を受けております。

それから、重点分野人事育成雇用関係ですが、人材育成事業の方ですか、違います。重点分野雇用創出事業の方ですね。不法投棄ごみ監視パトロール事業委託料、これも南三陸森林組合の方に委託してございまして、これにつきましては、平成22年6月15日から12月24日までの契約期間ということで、これにつきましては、町内の環境美化作業を行いながら不法投棄等のパトロール、監視を行ってもらいまして、その結果として、不法投棄箇所のマップを作成しております。

以上でございます。

○委員長（星喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） それでは、地域人材育成事業の林業就業担い手育成事業の内容につきましてご説明申し上げたいと思います。

この事業につきましては、技術を育成するために行ったものでございまして、森林組合の方をお願いをしておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（星喜美男君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 すべて森林組合ということでご説明をいただきましたが、そうすると、この雇用創出事業等、例えば、重点分野と分けて、今、不法投棄も森林組合であると。このパトロールと抱き合わせていろいろやっているんでしょうね。でもないのかな。例えば、Gメンのように、いろいろ不法投棄のパトロールというような形でやってらっしゃるのか。余り細かく言うと、今度森林組合が回っているということで、いろいろな外れた方がまた別の場所ということも考えられるので。

それと合わせまして、記憶にあるのは、どの地域でしたか。カメラを設置しませんでしたか。まだその名残がありますよね。その効果というのはどんなものなんだろうね。合わせてお伺いしたいと思います。それはもう今はしていないのかな。

それから、この次のページの林業就業担い手育成事業ということで、先ほども私も質問をした点と関連があるんですが、山村地域の活性化を図ったということで、この内容が書かれておりますが、その活性化を図ったというこの2名というのは、森林組合の中でやってらっしゃるわけですよね。ですよね、これも。どのような活性化を図ったか、これをお伺いしたいと思います。なかなかその活性化というのが見えませんので、さっきの話のとおり。

○委員長（星喜美男君） 産業振興課参事。

○産業振興課参事（佐々木三郎君） 活性化と表示されておりますけれども、具体的には作業員を雇った段階で、作業に従事するというふうなそういうことでございます。

○委員長（星喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 委託事業でございますので、森林組合の職員の方、産廃Gメンのような形には行かないかとは思いますが、こういう事業の中で町内を歩いていると、そういうことだけでもある程度の抑止効果もあると思われまして、それに合わせまして、実際ごみの回収等も行っておりますので、そういった効果はあったものと思っております。

す。

また、カメラにつきましては、おそらく昨年度じゃなくまたその年度あたりに設置したというのを私も記憶してございますけれども、カメラにつきましても、設置してあるということでそれなりの効果は上がったものと思っております。

○委員長（星喜美男君） 山内孝樹委員。

○山内孝樹委員 この不法投棄、軽トラ7,350キロ、かなりの量ですよ。この周知というのものはやはり、マナーを守らないと一番ですけども、この周知というのこれから重点分野として徹底しなければいけないのではないかなと思うんですけども、それと兼ねまして、カメラですか。カメラは梨の木線でしたか。カメラ設置と違ってたしか記憶にあるんですけども、そのカメラがどこに見えるか「ここにあります」と言うわけにいかないんだろうけれども、本当に功をなしているのかなというような点が目につきましてもので、これは関連するので質問をさせていただきました。

また、林業の担い手ということで、活性化ということで今お伺いしましたけれども、これは先ほど言いましたので、大いに活用されて、若者の就業の場ということで役立てていただけたのかなという理解をしました。

もう一度、その。

○委員長（星喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（千葉晴敏君） 監視カメラにつきましては、県から貸与を受けたものでありまして、ちょっと設置の期間までは、私、把握してございませんけれども、撤去して返還したというふうに聞きました。看板については残っていると思いますけれども。カメラは返却、撤去してございます。

○委員長（星喜美男君） ほかにございませんでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（星喜美男君） ないようでありますので、6款商工費の質疑を終わります。

お諮りいたします。

本日は議事の関係上これにて延会することとし、10月4日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することといたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（星喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会する

こととし、10月4日午前10時より委員会を開き、本日の議事を継続することといたします。

本日はこれをもって延会といたします。

午後3時48分 延会